

弟子屈町

過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度



北海道 弟子屈町

1 基本的な事項		8 医療の確保	
(1) 弟子屈町の概況	…2	(1) 現状と問題点	…43
(2) 人口及び産業の推移と動向	…5	(2) その対策	…43
(3) 市町村行財政の状況	…8	(3) 計画	…43
(4) 地域の持続的発展の基本方針	…13	9 教育の振興	
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	…13	(1) 現状と問題点	…44
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	…14	(2) その対策	…45
(7) 計画期間	…14	(3) 計画	…46
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	…14	10 集落の整備	
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成		(1) 現状と問題点	…47
(1) 現況と問題点	…15	(2) その対策	…47
(2) その対策	…15	(3) 計画	…48
(3) 計画	…16	(4) 公共施設等管理計画との整合	…48
3 産業の振興		11 地域文化の振興等	
(1) 現状と問題点	…17	(1) 現状と問題点	…49
(2) その対策	…19	(2) その対策	…49
(3) 計画	…22	(3) 計画	…50
(4) 産業振興促進事項	…26	12 再生可能エネルギーの利用の推進	
4 地域における情報化		(1) 現状と問題点	…50
(1) 現状と問題点	…26	(2) その対策	…51
(2) その対策	…26	(3) 計画	…51
(3) 計画	…27	13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
5 交通施設の整備、交通手段の確保		(1) 現状と問題点	…52
(1) 現状と問題点	…27	(2) その対策	…52
(2) その対策	…28	(3) 計画	…52
(3) 計画	…28	事業計画（令和3年度～令和7年度）	
6 生活環境の整備		過疎地域持続的発展特別事業分	…54
(1) 現状と問題点	…29		
(2) その対策	…31		
(3) 計画	…33		
(4) 公共施設等管理計画との整合	…36		
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進			
(1) 現状と問題点	…37		
(2) その対策	…39		
(3) 計画	…40		
(4) 公共施設等管理計画との整合	…42		

1 基本的な事項

(1) 弟子屈町の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

弟子屈町は北海道釧路・根室連携地域の北部内陸に位置し、東西に28.8km、南北に31.0km、総面積774.33km²である。

西北部は高い山脈をもってオホーツク連携地域に接し、東は根室原野に連なり、南は標茶町を経て、釧路湿原に接している。

本町は千島火山帯に属する高原地帯で、透明度において世界有数の摩周湖、日本最大級のカルデラ湖の屈斜路湖をはじめ、豊かな自然に恵まれており、行政面積の65%が阿寒摩周国立公園内に指定されている。

気候は、一般に冷涼で、年間の平均気温は5.2度であるが冬期の12月から3月の平均気温はすべて氷点下と冷え込みが厳しいために土壌の凍結度が著しい。

また、積雪については釧路地域の中でも特に多く、山沿いでは暴風が吹き荒れる地域でもある。

弟子屈町は、明治18年に温泉の湧出により現在の弟子屈市街地、川湯市街地などに温泉宿を経営するに至ったのが開拓の始まりとされている。

また、硫黄の採掘による北海道2番目の鉄道の開通などにより発展を続け、大正12年には弟子屈村となり、昭和22年に町制が施行されて弟子屈町が誕生し、現在に至っている。

本町の開拓は、農業が後発で発展してきた経緯があり、今なお豊富に湧き出る温泉を利用した観光産業が中心となって発展してきたことは他の市町村の発展経緯と大きく異なるところである。

公共交通機関はJR釧網線で、道東の経済中枢都市である釧路市と結ばれている。また、道路整備状況は、国道3本、道道6本が通じており、東北海道の交通の拠点となるとともに各種産業の幹線として、また、日常生活においても極めて重要なものとなっている。

弟子屈町の産業は、農林業と観光産業が基幹産業である。農業は町の北部が畑作、中部及び南部が乳牛を主体とした酪農経営であり、畑作は馬鈴薯、てん菜、小麦を中心に生産されている。土づくりに力を注ぐとともに高収益作物の栽培や特産品についても調査研究され、「摩周メロン」と「摩周そば」はブランドとして定着している。

また、温泉熱を利用したいちご「摩周ルビー」やマンゴーなどの栽培も近年行われるようになった。

酪農は足腰の強い酪農を目指し、機械化、多頭化が進みコントラクター事業等、農業支援システムの導

入が進められている。

林業は農業とともに基幹産業を形成しており、森林は町の面積の約62%を占める。

阿寒摩周国立公園区域を含む本町においては、森林資源が景観形成上においても非常に重要であることから、木材の生産機能の向上とともに治山治水対策に十分配慮しながら、人材の育成・確保や生産基盤・木材供給体制の整備、木材・木製品の利用促進など林業・木材産業の活性化に向けた取り組みが求められているところである。

観光産業は、北海道遺産第1号にも認定された摩周湖をはじめとする景勝地や豊富な温泉資源に恵まれているが、近隣宿泊地の施設の近代化や大型化により競争力が低下するなど、宿泊客が減少している。現在は、「誰もが自慢し、誰もが誇れる町づくり」をスローガンに「てしかがえこまち推進協議会」を設立し、専門部会において、着地型観光の新たな旅行商品の開発や情報発信のあり方の検討などを行っているところである。

②弟子屈町における過疎の状況

本町の人口は、国勢調査数で、昭和35年にピークを迎え、13,262人を数えたが、令和2年の国勢調査速報値は6,961人でピーク時と比較すると約47.6%減少し、人口減少に歯止めがかからない状況である。

人口構成については、昭和35年の国勢調査において4.7%だった高齢者比率が平成7年には19%と急速に高齢化が進み、平成27年には33.4%となり町民の約3人に1人が高齢者となっている。

そして、令和3年3月末現在の住民基本台帳人口では40.7%と更に高齢化が進んでいる。

若年層（15～34歳）については平成13年4月に20.3%であったが平成17年4月には18.8%、令和3年4月には13.3%と減少し続けている。

また、平成22年と平成27年の国勢調査による就業人口を比較すると構成比率にはあまり変化はみられないが、この間の人口減少が6.7%に対して就業人口は3.4%減少している。

本町は平成24年度よりスタートした第5次弟子屈町総合計画において「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」をまちの将来像とし、令和3年度の目標値である7,800人を確保するために政策を進めてきた。

しかし、基幹産業である第1次産業の後継者不足や地元における就職先の不足による高卒者等の若年労働者層の流出が人口減少の大きな要因であることは変わらず、令和2年3月末の住民基本台帳では6,890人と目標値を大きく下回っている状況である。

このような状況下において平成12年度より「弟子屈町過疎地域自立促進市町村計画」に基づき、国立病院の廃止を受けた「摩周厚生病院」の建設補助事業や、養護老人ホーム改築事業、平成21年に経営移譲した特別養護老人ホームの改築事業補助、生活環境整備においては公共下水道事業、また公営住宅整備事業の推進、更に新規就農者への支援や都市と農村の交流施設の建設、交流人口増加を目的とした道の駅「摩

周温泉」(摩周観光交流館)の整備、観光イベントの開催などを実施してきたが、全国的な傾向とも重なり、引き続き人口の減少を食い止める決定打とはなっていない。

③弟子屈町の社会経済的発展の方向の概要

本町は他の道内市町村と同様に人口の減少が進んでいる状態であるが、これまでの通過型観光から体験滞在型観光への展開や、町外・道外からの移住者による新たな新規事業の開拓等がきっかけとなり、形となって就業人口の増加や新たな交流を生むことが期待されているところである。

基幹産業である農業は、昭和31年に集約酪農地帯の指定を受け、酪農専業経営が多く、経営規模拡大等に取り組んできており、今後は国際競争に勝ち残っていくための足腰の強い経営体質が求められている。

また、畑作経営の高収益作物の導入を積極的に進めるための研究も引き続き必要とされている。さらには、将来的に離農による農地の遊休化が懸念されており、就農前の研修も含め、新規就農の促進についても期待が大きく奨励制度などを積極的に運用していく必要がある。

今後においても、農業基盤の整備の充実を図ることはもとより、生産性を高める新たな取り組みが重要とされていることから、足腰の強い農業経営を支える施策が必要である。

農業とともに基幹産業である林業は、安価な輸入木材使用によることや、国有林野事業の抜本的改革により国有林野からの生産材が減少しており、林業就業人口も減少している。林業を取り巻く経済環境は依然厳しく、森林所有者の山づくりへの投資意欲が木材の低価格等により、減退している状況を踏まえ、森林の公益的機能の重要性から、山づくりの考え方を経済型林業から環境型林業へ位置付けることにより、各種制度の活用による森林所有者の一層の負担軽減を図るとともに農村景観に配慮した農業との連携による新たな森林の造成や森林多目的利用、林産物の有効活用を図る必要がある。

基幹産業の一つである観光産業においては、古くから温泉の町として、又、摩周湖を代表とする景勝地が数多くある町として、商工業などの産業と非常に結びつきが強い産業構造となっている。近年は「通過型」から「滞在型」、「見る観光」から「体験する観光」にシフトされてきている。本町においては入込み客数及び宿泊客数ともに減少傾向にあるが、東アジア地域からの観光客は年々増加してきており誘致活動等の成果が現れている。

しかし、国内のツアー単価の下落による収入減が著しく、近隣の宿泊地との競争が激化してきている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響からの回復が今後の大きな課題として浮上していることから、他の宿泊地と連携しながら様々なニーズに対応できる観光メニューの開発はもちろん、豊かな温泉や優れた自然環境など貴重な観光資源を保全しつつ適切に活用し、観光客を暖かく迎え入れる「おもてなしの心」の醸成と海外からの観光客の受入体制の強化に、地域住民と一体となって取り組んでいく必要がある。

本町の商業・サービス業については、人口減少や少子高齢化による消費の低迷・多様化する消費者ニ

一ズの中で、近隣都市部などの大型店に車で移動する顧客層の町外流出が、購買力を低下させており、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響が拍車をかけている。また、工業分野においては、木材加工業や食品製造業などのほか、建設業を営む事業者が最も多い。商工業全体として世代交代は進んでいるものの、後継者のいない事業者の第三者承継が課題であり、商工会とも連携して事業承継対策を行っていく必要がある。一方で脱サラや移住者による創業・起業案件は常にあり、少なからず衰退に歯止めを掛け地域の活力向上に貢献していることから、関係機関との連携を強化し、創業・起業支援の推進、空き店舗や休業施設の活用や中心市街地の賑わい創出などの振興策を複合的に行うと同時に、今後の経済動向を見極めながら、新規企業の誘致についても積極的に推進する必要がある。

また、地場産の特産品と観光及び体験型観光産業も含めた第6次産業の起業展開も今後推進していく。

(2) 人口及び産業の推移と動向

弟子屈町の人口の推移を国勢調査時における数値と比較すると、昭和35年の13,262人をピークに令和2年国勢調査速報値は6,961人、約47.6%の減少率となっており減少傾向が続いている。

年齢別に人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口のうち若年層がかなり高い割合で減少しており、その大きな原因として就業機会がない高卒者が町外へと流出していることが考えられ、地域の若い活力が他の都市部に吸収されていることがうかがい知れる。

一方、高齢層（65歳以上）の人口は、年を追うごとに高い数値で増加してきていたが、昭和50年から昭和55年までの23%の伸びを最大として、平成22年と平成27年の比較では9.4%の増加となっており、増加率としては緩やかになっているものの、平成27年国勢調査の高齢者の構成比は約36.5%と人口の約3人に1人が高齢者となっており、平成2年ではほぼ同数であった若年層（15～29歳）と高齢層は平成27年では高齢層が若年層の約4倍の2,838人となっており、構成比の変動に伴った施策が必要となってきたことがわかる。

産業別に就業人口を見てみると第1次産業の就業人口が、昭和35年は3,033人であったが、平成27年には594人となり、約1/5に減少している。

また、第3次産業は、産業構造の多様化とともに増加し、構成比率も高いが昭和55年のピークから平成27年度まででは9.3%の減少となっている。

第2次産業にあっては、昭和55年から平成27年間で約56.2%減少しており、半数以下となっている。

この結果、雇用の場の減少による要因で社会的人口減と少子高齢化社会による自然減で、より過疎化に拍車がかかることが予想される。

このため、基幹産業である農業、観光業を中心に「外貨を稼ぐ力」を強化するため基盤整備や観光振興による交流人口の増加や雇用創出・就職機会確保、生活環境の整備、保健・福祉・医療・介護の充実など各種の事業展開により誰もが安心して暮らせる町づくりを目指し過疎化に歯止めをかけるものとする。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	13,262		12,894	-2.8	12,237	-5.1	11,973	-2.2	12,206	1.9
0～14歳	4,705		3,870	-17.7	3,306	-14.6	3,009	-9.0	2,862	-4.9
15～64歳	7,928		8,270	4.3	8,023	-3.0	7,948	-0.9	8,094	1.8
うち15～29歳(a)	3,562		3,489	-2.0	3,035	-13.0	2,631	-13.3	2,406	-8.6
65歳以上(b)	629		754	19.9	908	20.4	1,016	11.9	1,250	23.0
(a)/総数 若年層比率	26.9		27.1	-	24.8	-	22.0	-	19.7	-
(b)/総数 高齢者比率	4.7		5.8	-	7.4	-	8.5	-	10.2	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,787	-3.4	10,604	-10.0	9,954	-6.1	9,493	-4.6	9,023	-5.0
0～14歳	2,526	-11.7	1,960	-22.4	1,525	-22.2	1,286	-15.7	1,098	-14.6
15～64歳	7,944	-1.9	7,036	-11.4	6,532	-7.2	6,057	-7.3	5,509	-9.0
うち15～29歳(a)	2,135	-11.3	1,647	-22.9	1,468	-10.9	1,306	-11.0	1,043	-20.1
65歳以上(b)	1,317	5.4	1,608	22.1	1,888	17.4	2,145	13.6	2,416	12.6
(a)/総数 若年層比率	18.1	-	15.5	-	14.7	-	13.8	-	11.6	-
(b)/総数 高齢者比率	11.2	-	15.2	-	19.0	-	22.6	-	26.8	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	8,278	-8.3	7,758	-6.3
0～14歳	950	-13.5	807	-15.1
15～64歳	4,731	-14.1	4,113	-13.1
うち15～29歳(a)	815	-21.9	694	-14.8
65歳以上(b)	2,594	7.4	2,838	9.4
(a)/総数 若年層比率	9.8	-	8.9	-
(b)/総数 高齢者比率	31.3	-	33.4	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

(単位:人、%)

区分	平成12年3月31日現在		平成17年3月31日現在			平成22年3月31日現在		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	9,515	-	8,949	-	-5.9	8,305	-	-7.2
男	4,624	48.6	4,307	48.1	-6.9	3,949	47.5	-8.3
女	4,891	51.4	4,642	51.9	-5.1	4,356	52.5	-6.2

区分	平成27年3月31日現在			令和3年3月31日現在		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	7,824	-	-5.8	6,890	-	-11.9
男	3,703	47.3	-6.2	3,287	47.7	-11.2
女	4,121	52.7	-5.4	3,603	52.3	-12.6

区分	平成31年3月31日現在			令和3年3月31日現在		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数(外国人住民除く)	7,108	-	-2.6	6,822	-	-4.0
男(外国人住民除く)	3,379	47.5	-2.6	3,262	47.8	-3.5
女(外国人住民除く)	3,729	52.5	7.5	3,560	52.2	-4.5
参考						
男(外国人住民)	13	27.1	-	25	36.8	92.3
女(外国人住民)	35	72.9	-	43	63.2	22.9

表1-1(3) 人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)に準拠した将来人口推計を行った。

2045年の人口をみると、社人研の推計で4,045人(2015年対比47.8%減少)、25年間で3,700人程度の人口が減少する見込みである。なお、この推計は2015年の人口を基準としたものである。

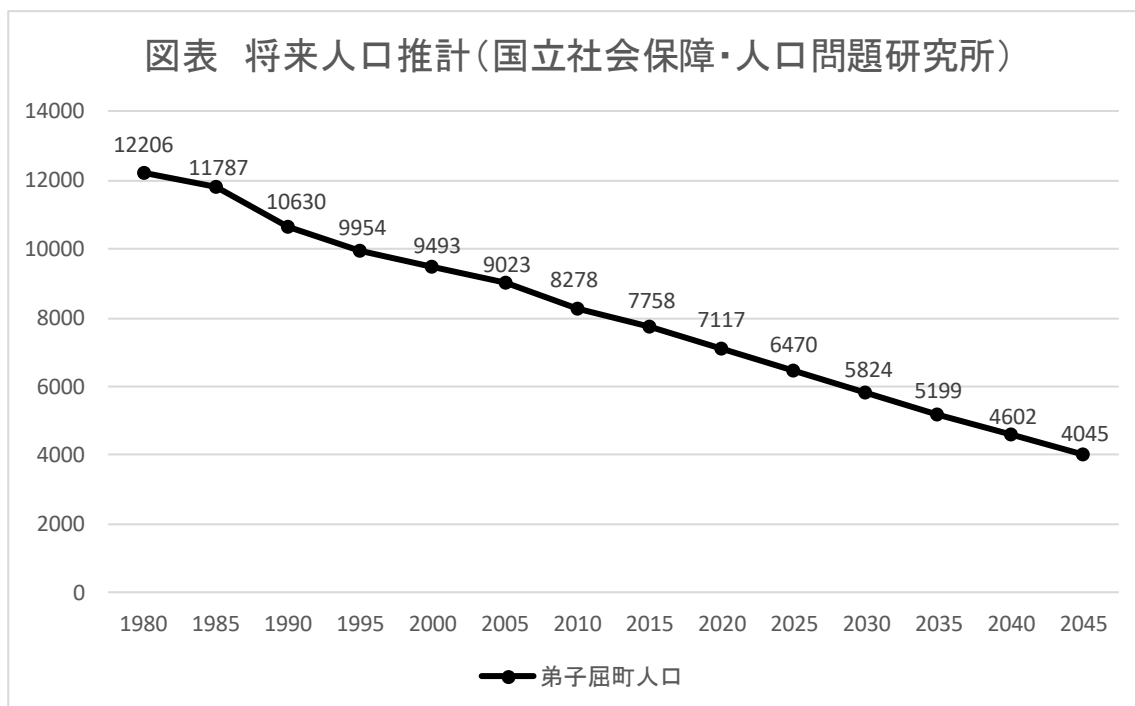


表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,303		6,392	1.4	6,213	-5.6	6,140	-4.0	6,556人	4.0
第1次産業 就業人口比率	35.4		34.9	-	21.7	-	21.9	-	17.6	-
第2次産業 就業人口比率	18.0		17.8	-	18.4	-	18.6	-	20.3	-
第3次産業 就業人口比率	48.0		47.3	-	58.7	-	59.4	-	62.1	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,277	-4.3	5,686	-9.4	5,446	-4.2	5,097	-6.4	4,642	-8.9
第1次産業 就業人口比率	17.4	-	15.3	-	13.4	-	12.2	-	13.1	-
第2次産業 就業人口比率	18.2	-	19.2	-	18.6	-	17.9	-	14.7	-
第3次産業 就業人口比率	64.5	-	65.5	-	67.9	-	69.9	-	72.2	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	4,080	-12.1	3,958	-3.0
第1次産業 就業人口比率	13.4	-	15.0	-
第2次産業 就業人口比率	14.0	-	14.7	-
第3次産業 就業人口比率	72.6	-	70.3	-

(3) 市町村行財政の状況

①弟子屈町の行財政の状況

本町の行政機構は別紙のとおりであるが、現在会計年度任用職員を除く正職員は154人（令和3年1月1日現在）となっている。広域行政については、釧路公立大学事務組合、釧路北部消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路広域連合、釧路・根室広域地方税滞納整理機構に加入し、相互協力体制を推進している。

財政状況は、基幹産業である農林業及び観光産業の停滞に伴う人口減、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等に伴う経済の不活性といったことが要因で税収の伸び悩み等で厳しい環境にあるが、規律をもって歳出削減に取り組んでいるが、一方で多様化する住民ニーズや町の活性化のため産業基盤の整備、教育環境の整備、生活環境の整備、保健・福祉・医療・介護の充実などの施策を積極的に展開している。

財源については国や道の補助事業の有効活用や、財政上特別措置のある有利な起債の選択といったことを行っているが、起債残高は令和2年度末では約103億円と依然として高い水準にある。

本町の令和元年度の決算状況については別紙のとおりである。歳入において町税、地方交付税などの一般財源が歳入全体の52.5%、国・道支出金12.8%、地方債7.1%、その他27.6%の割合であるが、町税の占める割合は10.4%と脆弱な財政体質である。

財政規律の見直し等によって、特別な事情による予算規模の増加以外の部分については標準財政規模に近づけるよう、より一層の歳出削減に取り組むとともに、地方への応援制度であるふるさと納税の有効活用により住民へのサービス水準を維持した予算編成等に努める。

歳出については、平成17年度と令和元年度の比較では、義務的経費である人件費、扶助費等については行財政改革に伴う人員削減等により人件費削減以上に、児童、高齢者、障がい者に対する各種給付など扶助費や大型事業の起債償還に伴う交際費が増加しており義務的経費の割合は70%台を推移している。

また公債費については、実質公債費比率で見ると15.0%台を推移しており、この数値は全道的に平均値を大きく上回っていることから、厳しい財政状況が続いていることがわかる。このため引き続き、自主財源の確保や徹底した経常経費の削減に努めるほか投資的経費についても、事業の効果や緊急性を検討し、関係機関との連携を図りながら効率的に運営することはもとより、過疎法による財政支援措置を十分活用し、住民サービスの向上と地域の自立を図る。

弟子屈町機構図（令和3年4月1日現在）

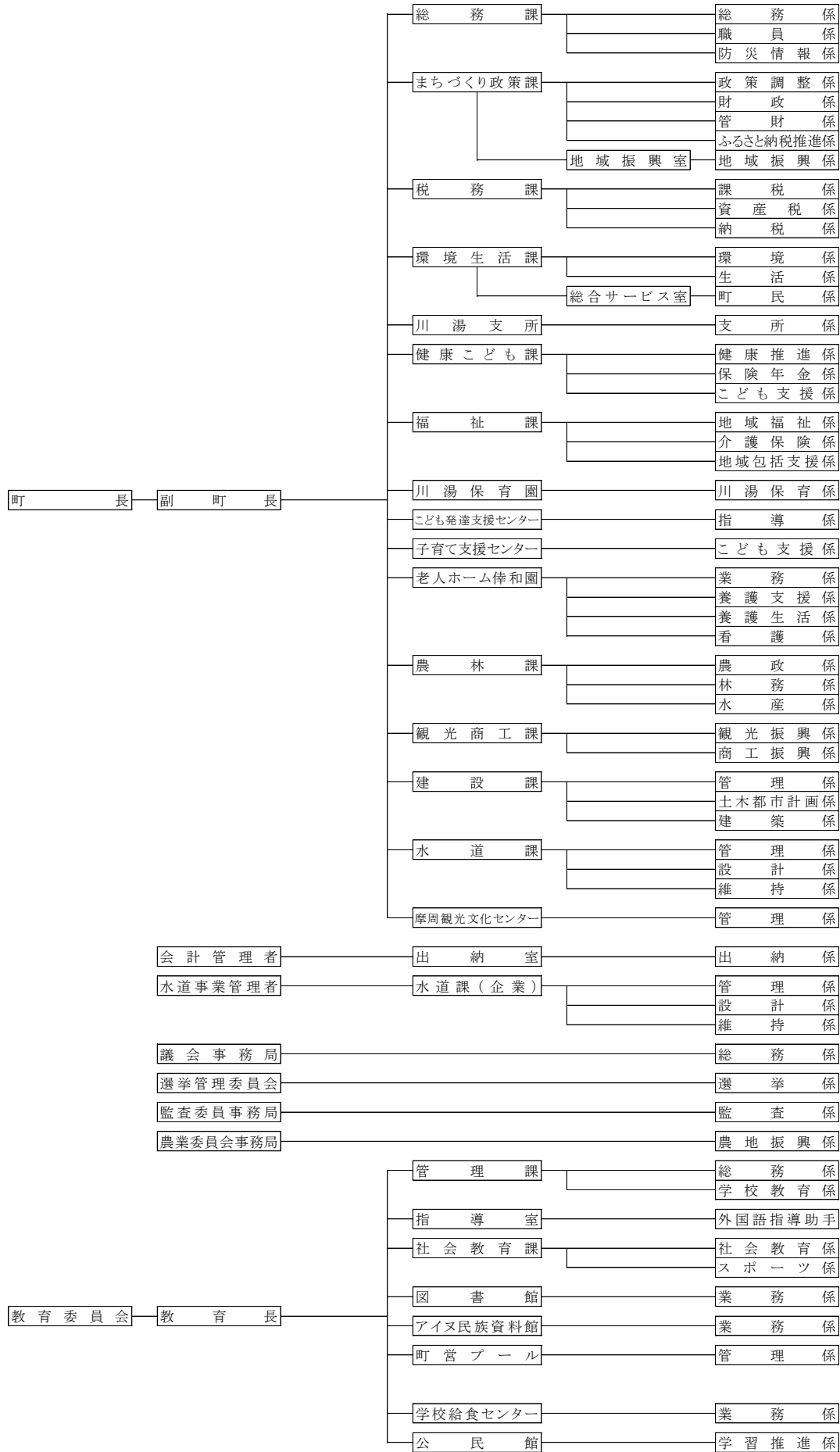


表1-2(1) 市町村財政の状況

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	6,378,753	9,802,531	8,082,710	9,029,830
一般財源	4,805,648	4,956,006	4,796,247	4,741,217
国庫支出金	178,081	2,120,769	500,145	584,063
道支出金	589,880	415,355	504,810	571,049
地方債	21,000	1,383,597	821,032	637,148
うち過疎対策事業債	18,400	944,700	294,100	259,800
その他	784,144	926,804	1,460,476	2,496,353
歳出総額B	5,991,542	9,672,608	7,982,323	8,926,334
うち過疎対策事業費	981,621	3,805,090	503,192	332,557
義務的経費	2,879,478	3,068,190	5,697,950	6,881,326
投資的経費	417,493	3,293,924	1,377,590	885,220
うち普通建設事業	417,493	3,293,924	1,357,628	882,756
その他	2,694,571	3,310,494	906,783	1,159,788
歳入歳出差引額C(A-B)	387,211	129,923	100,387	103,496
翌年度へ繰越すべき財源D	0	26,743	4,520	0
実質収支C-D	387,211	103,180	95,867	103,496
財政力指数	0.26	0.23	0.21	0.23
公債費負担比率	19.8	19.5	22.4	14.6
実質公債費比率	-	16.7	13.4	15
起債制限比率	13.7	0	-	-
経常収支比率	84.6	84.8	88.2	94.2
将来負担比率	-	129.4	126.9	127.7
地方債現在高	12,119,772	9,664,635	12,251,841	10,920,473

②施設整備水準等の現況と動向について

各種産業振興の基盤である道路の整備状況は、国道・道道においては舗装率・改良率ともに100%であるが、住民生活に密着した町道の令和元年度末の整備状況においては、舗装率52.71%、改良率62.29%であり、道内市町村道平均から改良率は上回っているものの舗装率が劣っている。

水道事業については、水道事業、簡易水道事業の実施給水人口は令和2年度末にて5,866人、その他に農業用水道を含め普及率は98.10%と、ほぼ町内全域に普及している。一方で老朽化している施設の維持・改修が大きな課題となっている。

また、公共下水道事業については平成10年度より供用が開始され、下水道普及率については令和2年度末において89.6%となり、また下水道処理区域内の水洗化率においては63.6%と徐々に普及してきている。

今後は供用開始から20年経過している弟子屈浄化センター等の機械設備の更新や、地震災害に備えての耐震補強など下水道施設の計画的な更新事業が必要となっている。

公営住宅は14団地599戸を所有しているが、老朽・狭小化しているものが多く、また高齢化の進行や入居者の多様化により様々な要望を満たす居住空間が求められているところである。町では、令和2年度において「弟子屈町住生活基本計画」、「弟子屈町公営住宅等長寿命化計画」の改訂作業を行い、今後の保有戸数の検討や建替事業、長寿命化事業の検討を行っているところである。

医療施設については、平成15年3月に国立弟子屈病院の閉院と共に後継病院として摩周厚生病院が開院され病院2施設、診療所3施設、歯科診療所3施設があるが、多くの観光客が来町する観光地でもあるため、住民以外の受診者も含め、誰もが安心して受診できる救急医療体制を継続する必要がある。

福祉施設については、町立養護老人ホーム、デイサービスセンター、社会老人福祉センターを整備してきたが、施設の老朽化が進んでいるものもあり、また、今後更に進んでいく高齢化に対応するため、施設の改築を含む維持補修の検討を行う等、福祉の充実を図る必要がある。

教育施設については、道立高等学校1校、町立小学校4校、町立中学校2校がある。

社会教育施設としては、野球場、修武館、温水プールなどのスポーツ施設、公民館や図書館、アイヌ民族資料館などの文化施設が整備されている。

また、観光施設や地域間交流施設としては、釧路圏摩周観光文化センター、摩周観光交流館（道の駅「摩周温泉」）はじめ900草原や相撲記念館、オートキャンプ場、屈斜路ウォータースポーツ交流公園、川湯ふるさと館と多く施設が整備され体験観光施設、都市との交流施設としての役割を果たしている。

公共施設においては、本町のみならず全国的にも老朽化対策が大きな課題となっており、この対策として平成28年に策定した弟子屈町公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の適切な管理を行っている。

この計画は、今後10年間以上の長期的な視点で、人口の推移や財政の状況を把握した上で、本町の施設のグランドデザインを描くまさに地域づくりの視点での計画となっている。厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設の最適な配置を実現する。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
市町村道	改良率(%)	23.80	49.18	63.32	60.50	60.40	61.93	62.68
	舗装率(%)	10.30	33.01	50.40	50.69	50.61	52.30	52.60
農道延長(m)	-	-	-	-	-	-	2,414	2,414
耕地1ha当たり農道延長(m)	2.12	1.40	0.25	0.15	0.00	0.00	0.24	0.24
林道延長(m)	-	8,134	18,417	21,871	-	2,950	15,592	24,322
林野1ha当たり林道延長(m)	-	39.75	44.70	55.51	-	6.35	-	-
水道普及率(%)	59.17	75.82	86.70	79.32	85.95	99.33	99.65	99.60
水洗化率(%)	-	0.03	0.06	14.24	46.85	50.58	56.52	63.93
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	10.87	20.20	23.52	26.34	23.32	24.10	25.13	28.88

(4) 地域の持続的発展の基本方針

弟子屈町では現在策定されている第5次総合計画の「水と森と人が共に輝き、活力あふれる自立したまち」をまちの将来像とし、行政と町民が一体となって魅力あるまちづくりを推進している。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

平成24年度からの第5次総合計画における基本方針は以下のとおりである。

【基本目標 1 人と自然が共生するまちづくりを進めます】

弟子屈町は、町域の65%が国立公園区域内にあり、摩周湖や屈斜路湖、硫黄山などの美しい湖や雄大な景観、川湯温泉や摩周温泉、豊かな森林と水資源などの自然条件に支えられ、観光や農業を中心に発展してきた。

この豊かで恵まれた自然環境は弟子屈町に与えられた宝であり、この自然環境を地域の資源として次世代へと残していくことと健全に活用していくことは、地域の持続的な発展を目指す私たち町民の使命である。

このため、この宝である自然環境を適正に保全・管理しつつ、健全な活用を組み合わせ、循環型の人と自然が共生するまちづくりを進める。

【基本目標 2 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます】

弟子屈町の人口は、昭和35年にピークを迎えた後、減少に転じ、一時的な増加の時期はあったが、現在は減少が止まらない状況が続いている。その主な要因は、全国的な少子高齢化の進行や都市部への流出があると考えられるが、町内に就業の場が少ないことも大きく影響している。

特に、高校や大学を出た後の就職先や働き盛り年代の定住希望者に対する雇用の受け皿を創出することなどで、まちに活力・活気を取り戻す取り組みが必要である。

このため、弟子屈町の恵まれた資源を最大限に活用し、既存産業の育成や活性化、産業間の連携、起業支援など、まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進める。

【基本目標 3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます】

弟子屈町の持続的な発展の実現は、しっかりとした生活基盤が整い、町民が安全で安心して暮らせるまちがあってこそのものである。様々な施設や資源、人材などを活用して町民の生活のしやすさを追求していくことが求められている。

このため、保健・医療・福祉の充実による生活の安心の確保、防犯・防災体制の充実による安全の確保、住宅・道路・公園・上下水道といった生活基盤の充実など、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める。

【基本目標 4 豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます】

人口減少、少子高齢化の中にあって、弟子屈町の将来を担う子どもたちへの教育や文化・スポーツ活動など、町民が知識や知恵、いきいきと健康な心を持って生活し、弟子屈町の文化的な魅力を高めることは、まちの活力にもつながっていく。多くの町民が質の高い教育を受け、気軽に学び、活動していく機会が求められている。

このため、学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツ活動の推進など、豊かな心を育て、文化を大切に
にするまちづくりを進める。

【基本目標 5 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作ります】

まちづくりは人づくりから。まちづくりを進め、実行するのは人であり、地域の魅力を高めるのも人し
だいと言える。

このため、地域づくりの担い手の育成やまちづくりネットワークの活性化、人材活用など、まちづくりに
に興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作る。

【基本目標 6 誰でもまちづくりに参加することができる場や体制を作ります】

これからのまちづくりは、行政と町民、企業、団体、自治会など多様な主体が情報を共有するなど、
様々な垣根を越えた強い協力関係を築いて、地域主権型社会に対応できる健全な地域経営を進めていくこ
とが重要である。

このため、的確な行財政基盤の構築と多様な主体の役割分担を検討し、誰でもまちづくりに参加すること
ができる場や体制づくりを進める。

【目標】

・社会増減に関する目標

R 3→△44 人、R 4→△43 人、R 5→△42 人、R 6→△41 人、R 7→△40 人

※R 2→△45 人（参考）

※社会増減：移住や転勤などで転入出を行った人数（数値は「転入者数－転出者数」）

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については毎年度、事業担当課において計画の達成状況の確認及び目標の達成に向けた分
析等を行うこととする。また令和5年度末には計画における項目ごとの達成状況について町ホームページ
等で町民に公表する。

（7）計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共施設は「弟子屈町公共施設等総合管理計画」を基に管理運営している。町内の施設は老朽化
が進み、旧耐震基準で整備された昭和56年以前の施設も少なくない。少子高齢化や人口減少により公共
施設の利用需要も変化しており、施設総量の圧縮及び機能の集約を行わなければならない。必要性の高い
施設は対症療法的な維持管理から計画的財源調達に基づく、損傷が軽微な早期段階に予防的修繕を行う予
防保全型維持管理に転換し長寿命化を実施する。本計画に記載している公共施設の管理はこの「弟子屈町
公共施設等総合管理計画」を基に策定している。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(移住・定住促進)

社会情勢の変化により、都市住民の田舎への関心が増加しており、テレワークやワーケーション等を活用した場所を問わない働き方をする人も増加している。本町への移住者も増加しているが移住後の住宅の不足が課題である。

(地域間交流の促進)

地域間交流については、自由時間の増大や交通の利便性の向上、更に都市住民から見た地方への関心の高まりにより活発化している。更なる促進を図るため移住や農村の魅力について動画やSNSを活用し情報発信を行う。

また、本町は、阿寒横断道路の建設に尽力された永山在兼氏の出身地である鹿児島県東市来町と昭和58年に姉妹町盟約を締結した。東市来町は現在近隣5町による合併により日置市になったが、引き続き姉妹友好都市として中学生の相互交流、物産交流などの交流を続けている。

(人材の育成、確保)

町では地域に貢献できる人材や町内企業、地域づくり活動団体に対して支援を行っており、町が持続的に発展していくためには町民のスキルアップが必要である。町外からの人材確保としては、いわゆる「ヨソモノ」を受け入れる体制を整え、地域おこし協力隊や各分野の担い手として人材を確保していく。

(2) その対策

(移住・定住促進)

- ・ U I J ターン希望者に対するワンストップ窓口を設置し、定住への情報提供や定住地に対する土地利用の適正化を図る。
- ・ 移住イベントへの参加や実施を図る。
- ・ 空き家バンク制度
- ・ 町公式チャンネルを活用した情報発信
- ・ 町ホームページやSNSを活用した情報発信

【目標】

①移住者数

R 3 → 10 名、R 4 → 12 名、R 5 → 15 名、R 6 → 18 名、R 7 → 20 名、合計 75 名

②町公式チャンネルの登録者数

R 3 → 2,500 人 R 4 → 2,700 人 R 5 → 2,900 人

R 6 → 3,100 人 R 7 → 3,300 人

(地域間交流の促進)

- ・ 教育文化、特産品、地場産品の相互販売などの経済交流、人材育成の観点からも交流を推進する。

(人材の育成、確保)

- ・ 支援事業の周知及び利用促進
- ・ 協力隊募集フェア等への参加

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住	移住促進事業 移住相談窓口の開設、移住体験ツアーの実施、移住アドバイザー	弟子屈町	
	(2) 地域間交流	姉妹友好都市交流事業 姉妹都市である日置市との物産交流	弟子屈町	
		姉妹都市中学生交流事業 姉妹都市である日置市との中学生相互交流	弟子屈町	
		弟子屈えこパスポート事業 〔内容〕町内を周遊するバス、鉄道を利用した交通網を確保し、併せて地域経済振興対策を実施する 〔必要性〕観光の振興、交通網の確保 〔効果〕滞在型観光が実施され、経済の域内循環が図られる	弟子屈町	
	(3) 人材育成	人財バンク事業 町内の様々な有資格者の登録と町民活動とのマッチング	弟子屈町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	ふるさと人材育成事業 町内の団体、企業、個人などまちづくりの将来を担う人材を育成するための各種事業を展開する	弟子屈町	
地域間交流	地域づくり活動支援事業 〔内容〕自治会、コミュニティ団体等が行う公共性が認められる事業に助成（1件10万円）する 〔必要性〕地域団体の自主的活動の高まり 〔効果〕自立した魅力ある地域づくり	弟子屈町		
(5) その他	空き家バンク事業 空き家の解消、移住者の定住促進、空き家の有効活用	弟子屈町		

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(農業)

本町の農業は、比較的温暖な北部地区の畑作経営とその他の地区の酪農経営が行われている。農家戸数は、年々減少しており、昭和34年に1,059戸であったが、令和2年度末には123戸まで減少している。

酪農については、比較的安定した経営が行われているものの、近年の飼料の高騰や乳価の下落などで経営が圧迫されている。このため、輸入飼料に頼らずに自給飼料の拡大を進めている。また、臭気対策が急務となっている。

若い経営者や後継者がいる農家では、将来を見据えて設備投資と最新システムの導入が行われてきており、設備投資への支援体制が安定した農業経営において欠かせないものになっている。

併せて農業後継者の育成や新規就農者の支援等により、耕作放棄農地の防止対策や安定供給策とともに衛生管理の徹底、計画的生産量と乳価の安定が必要である。

畑作については、冷涼な気候に適した馬鈴薯、てん菜、小麦、そばの主要4品目を中心に作付けが行われている。特に馬鈴薯については、澱粉原料用の作付けが中心であったが、収益性の向上を図るため、加工用を導入し作付けを増加させている。しかしジャガイモシストセンチュウなどの病害が発生しており収量や品質を安定させるための対策が急務である。

土づくり、輪作体制の強化のために導入したそばが、高い風味を有するとして市場での評価が高く、「摩周そば」としてブランド化されている。引き続き安定した収量の確保と販路拡大及び一層のブランド化の推進が必要となっている。また、高評価である地域特産品の「摩周メロン」は、生産農家が減少傾向であり、後継者や新規農家の導入及び生産体制の拡大を図ることで、末永く継承すべきと考える。

そのほか、町内産ブドウを使用したワインの生産体制や、ブドウ栽培体制の強化を図り、地場産各種農畜産加工品づくりなど、より一層地域ブランド化の推進を図っていく必要がある。

高品質で安定した収量を確保するためには、農地の改良や造成、機械の大型化に対応する道路整備等の基盤整備が必要であり、エゾシカの食害を防ぐための鹿柵の整備や維持管理も引き続き重要である。

高い品質の生産物をブランド化することや加工して付加価値を付け観光業界と連携して販売する拠点や流通経路の整備が必要である。

(林業)

本町の森林面積は令和3年4月現在、48,012haで、行政面積の約62%を占めている。

民有林面積は、10,049haで、その内訳は一般民有林8,859ha、町有林1,190haとなっている。そのうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は、4,729haであり、今後、人工林の多くが主伐期を迎えることから、伐採や植栽などを適正に実施していくことが重要である。

本町の森林は、地域住民の生活に密接した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、更には、広葉樹が林立する天然生の樹林帯といった様々な林分体制となっている。今後、弟子屈町森林整備計画に基づき、北部の川湯・屈斜路地区は屈斜路湖を中心に天然生の広葉樹林等が広く自生し、阿寒摩周国立公園地域内にあることから、森林資源を活用した環境保全林として自然景観や自然環境保全の維持及び治山治水対策に充分配慮する必要がある。併せて、多くの観光客が訪れることから豊富な森林資源を活用した観光振興策が求められている。

東部地区の原野、仁多地区は森林の占める割合が高く、かつ水源かん養林の面積も多いので、木材生産機能を十分に発揮させながら、水源のかん養機能の充実を図る必要がある。

南部、西部地区の熊牛、オソベツ、最栄利別、奥春別地区は、森林における人工林率が高いことから、木材生産機能の充実を図りつつ、耕作地と近接している箇所は、治水対策にも充分配慮する必要がある。

(商業)

本町の商業は、概ね本町地区と川湯地区に大別されているが、観光地という特性から地域住民と観光客をターゲットとした経営戦略や時代のニーズに対応できる経営の体質強化と経営改善が必要である。

卸・小売業は、商店数・年間販売額とも年々減少傾向にあり、特に本町地区については、商店街に商店

と民家が混在し、空き家・空き店舗が商店街機能を阻害している。消費行動が広域化し、都市部に展開する大型店の進出等による購買力の町外流出と併せて人口の減少と基幹産業の低迷が購買力を低下させている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛の影響が甚大で、極めて深刻な状況にある。

このような状況の中で、商業者が共通認識を持ち、スタンプ事業や町内業者の利用促進運動を展開し、消費購買力の流出防止に努めているが、大変厳しい状況にある。

今後、消費形態の変化や少子・高齢化社会、また、販売競争など時代変化に対応するため、この地域の知恵や民間活力を活かした経営意識の改善、町の中小企業振興資金制度の継続による経営基盤の強化策を商工会・観光協会などと一体となって取り組む必要がある。

また、国・道の各種支援制度の利活用に努めるとともに、事業継承や空き施設の活用対策など商業・商店街の活性化に向け、長期展望に立った経営基盤整備を進め、商業の振興発展を図る。

(観光)

本町は、阿寒摩周国立公園の東部に位置し、その面積の約 56%を有しており、雄大な自然と豊富な温泉資源により、道内有数の観光地に発展してきた。

しかし、近年、旅行形態が団体から個人や小グループへと変化し、併せて旅行ニーズや目的も多様化してきているが、その対応に乗り遅れた結果、温泉街に多くの廃業ホテルがそのまま残り景観を阻害している状況にある。環境省が実施している国立公園満喫プロジェクトに阿寒摩周国立公園が指定され、現在これらの対策を行なっているが、引き続き国や北海道、町、民間団体が協力して対策を講じなければならない。また、その先には解体後の空き地を利用して、魅力的な観光地づくりを進めていかなければならない。一方、ロングトレイルやカヌーなどの体験型観光に対応するため、インストラクターや各種ガイドなどの人材育成が必要であり、更には、専門性や安全性を高めるための資質の向上がより求められている。

また、温泉地は地元住民はもとより近郊や遠方の方々の健康維持、疲労回復の場であるが、この効果が発揮されるには、ある程度の滞在湯治が必要であり、湯治が医療的な療法として位置付けられる研究が不可欠である。

この湯治を都市部の住民が気軽に利用するためには、高速交通網や空港からのアクセスの整備も必要である。

更に高齢化社会の到来に備えた受入体制については、バリアフリーを意識した高齢者に優しい街づくりが求められている。また、農業や林業などの地域産業による体験学習と地場産品を活かした食の提供による都市部との交流人口の拡大・促進が過疎地域の活性化を図る上で最も大切である。そのためには、農協や森林組合等と観光団体とが一層連携を強化し、目的意識を共有することが、低迷する地域経済や雇用の対策として求められている。

今後数年間は、新型コロナウイルス感染症拡大で大きな影響を受けた観光産業をどのように復興していくが課題であり、知床や阿寒など近隣の観光地とも連携しつつ、国内外からの多くの来訪者を誘客して外貨を獲得することが重要であることから、地域の特色を活かしたハードとソフト面からの独自性を具体的にどう展開していくかが課題となっており、経済関係団体の連携や再編成、観光事業者が共有できる観光振興計画作りに取り組んでいる。

また、道の駅「摩周温泉」は、地域情報発信や休憩の場として多くの人に利用され本町の玄関口としての機能を果たしているが、更なる機能の充実や町内消費を促す仕組みが必要である。

(工業)

本町の工業は建設業を中心に構成されており、本町の経済発展を支えてきた業種の一つであるが、今日の国をはじめとする厳しい財政状況の中での公共事業の縮小など、本町の経済に及ぼす影響も大きく、労働力の流出、技能労働者の高齢化や人口減少の加速化など深刻な問題がある。

また、製造業においては、食料品・木材・土石製造などの業種が中心となっているが、中小企業がほとんどであり産業構造の変化や経済変動により大きく影響されやすい構成となっている。

今後においては、他産業との連携による既存企業の発展を図るとともに地域特性を活かした地場産品の開発、新たな技術導入などによる産業全体の底上げを図る必要がある。

(企業誘致及び起業の促進)

本町の就業状況は、基幹産業である農林業は後継者不足の影響等を受け、年々減少傾向にあるが、観光関連のサービス業は本町において就業人口の約7割を占め高い水準で推移している。

企業誘致に関しては、日本国内だけではなく海外を含めた競争を強いられており、工業団地を持たず、空港や港を持たない本町は厳しい状況にある。加えて、官公庁をはじめとする地方の事業所の統合や廃止などを受けて、町内の就労の場が減少しており、若者が町外の企業へ就業を余儀なくされており、雇用機会の創出と就労の安定は過疎化の歯止めとして基幹産業の振興とともに重要な課題である。他方、宿泊・飲食・体験などの観光産業に関しては、脱サラや移住者による創業・起業案件が常にあり、少なからず衰退に歯止めを掛け地域の活力向上に貢献するケースも生じている。

このような中、本町においては昭和62年に弟子屈町企業振興促進条例を制定し、更に平成12年から過疎地域に指定されたことで、固定資産税の課税免除分を地方交付税によって減収補てんされることなど、観光地における旅館業などがこの適用を受けることで新規参入をはじめ、雇用の確保に寄与してきた。特に千島火山帯に属し、地熱が豊富であることから、地熱発電の調査が進められており、温泉熱を利用した農作物の栽培などに取り組む事業者が参入している。

今後においても、基礎的な調査や立地企業情報の収集や雇用確保による人口減少の歯止めを努め、基幹産業も活かしながら各種産業の振興を図る必要がある。

また、起業の促進については、北海道などと連携しながら起業過程における問題解決のための支援の充実を図る取り組みを進める必要がある。また、「釧路定住自立圏共生ビジョン（令和2年度～令和6年度）」に基づき、釧路管内の8市町村と連携し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの視点から、様々な事業について連携の取り組みを進める必要がある。

(2) その対策

(農業)

- ・足腰の強い農業生産の推進を図るため、土地改良事業をはじめ各種補助制度を導入し、各種基盤整備を図る。
- ・草地生産性の向上を図るため、完熟堆肥の有効活用を行い、土壌診断に基づいた肥培管理、草種の選択に努める。
- ・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に則り、施設からの流出防止に努めるなど適正な管理が行われるよう努める。
- ・産乳量、産肉量等の固体能力の斉一化と乳質の改善を図るため、家畜の検定、検査体制充実への支援、受精卵移植の新技术への支援体制を強化するとともに、乳検データ、育種データの効率的な利用体制が確立されるよう支援する。
- ・家畜の伝染性疾病の発生は、疾病家畜の治療、生産物出荷等の制限等を受けるため、経済的な損失も大きく、組織的な自衛防疫体制を強化するとともに、消費者の食品に対する安全志向と食品加工衛生管理方式（HACCP）の理念に則した畜産物の生産体制を確立するための知識、技術の啓蒙普及に努める。
- ・酪農家等から排出されるラップフィルム等の農業用廃プラスチックの適正処理の取り組みに対して、弟子屈町農業用廃プラスチック適正処理協議会と連携して支援を行い、農村環境の保全を図る。
- ・農家子弟後継者の就農を促進するとともに、新規就農の促進を図るため実習制度の普及と関係機関の協力により、農業実習生や研修生など新規就農者の確保を図る。
- ・新規就農時の農地取得や施設整備の負担軽減を図るため、町条例に基づく支援などを実施するほか、担い手対策として農業者の生活改善策、営農サポート体制の強化に努める。
- ・畑作においては、緑肥作物や堆肥の導入による土づくりの推進を図るとともに適正な輪作体制を確立して、高品質高収量農産物の生産向上に努める。
- ・馬鈴薯のジャガイモシストセンチュウやそうか病対策として、抵抗性品種の導入や適正な輪作の実施など発生圃場において被害の抑制に努めるほか、未発生圃場への人為的伝播の防止に努める。
- ・新畑作農業の育成事業として大豆、小豆の試験栽培や地域の特産品のブランド化及び二次加工品の開発と販路の拡大を進める。

- ・地域ブランド化推進として、ワインの地域生産拠点（ワイナリー）の整備、ブドウの栽培に関する人材の確保など、体制の強化に努める。
- ・農業機械の大型化やコントラクター事業の効率化を実現させるため、農地の集積や圃場の区画整理の推進を図る。また交換分合の実施・検討をする。
- ・適切な農業生産活動をするとともに、農業・農村が持つ多面的な機能を維持及び増進するため、直接支払制度の充実を図る。

【目標】

- ・新規就農者数 R 7年度までに3名
- ・生乳生産量の向上

年 度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
生産量	56,000 t	56,000 t	57,000 t	57,000 t	58,000 t

- ・畑作物総生産高の向上

年 度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
総生産高	1,050 百万円	1,050 百万円	1,100 百万円	1,100 百万円	1,150 百万円

(林業)

- ・森林を水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分し、森林の多面的機能を発揮させるための森林整備を図る。
- ・人工林については、森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図る。天然林については、環境面において非常に重要視されていることから公益的機能の発揮に重点をおいた森林整備を図る。
- ・無立木地については、民有林の6%にあたることから、所有者の意向を把握しながら造林推進による解消を図る。
- ・官民一体となった森林施業の共同化、技能者の養成を含めた林業後継者の育成など計画的かつ組織的に推進する。
- ・森林組合の運営基盤の確保に努め、経営基盤の強化による雇用の長期化、安定等林業労働者の確保を図る。
- ・国有林野事業の改革に伴い、地方組織の見直し等の事情から、国有林を含む地域森林の総合的推進を図る必要があるため、今後、林野組織及び市町村・森林組合・民間事業者等のより一層の連帯強化を図る。

【目標】

- ・就業者数：25名
- ・森林更新面積：20ha/年

(商業)

- ・消費者から親しまれる魅力ある店づくり、商店街づくりにより地域内経済の循環を促進する。
- ・事業者の意識改革や資質向上を図り、地域に根ざした経営策や経営基盤の確立を推進する。
- ・消費者ニーズを的確に捉え、地域住民や観光客に対応できる商品づくりや販売の促進を図る。
- ・プレミアム商品券による町内消費喚起への支援を実施する。
- ・弟子屈町中小企業振興資金制度の継続や国・道などの各種支援制度の利活用の促進を図る。
- ・空き店舗を含めた空き施設の活用促進への支援を継続実施する。
- ・商工会等とも連携し、事業承継対策を実施する。
- ・中心市街地の賑わいを創出するため、商店街やモール等の整備を検討する。
- ・地場産品を利用した商品開発やふるさと納税制度を含めた販路の拡大を図る。

【目標】

- ・年間商品販売額 令和3年度 880,000万円 令和4年度 880,000万円 令和5年度 880,000万円
令和6年度 880,000万円 令和7年度 880,000万円
- ・事業所数 令和3年度 450 令和4年度 445 令和5年度 440
令和6年度 435 令和7年度 430

(観光)

- ・「観光のまち」の再生を図るため、新たな視点で時代のニーズに即応できる組織や人材の育成を強化する。また、地域のあらゆる資源を最大限に活用し、観光の総合力を底上げするため、各産業の連携を強固なものにして、魅力的で「選ばれる観光地」を目指す。
- ・川湯エコミュージアムセンターを中心とした自然環境を生かしたふれあいと学習機会の提供を行う。
- ・カヌーやロングトレイル、アトサヌプリトレッキング等の体験滞在型観光を推進する。
- ・基幹産業である酪農や畑作などの収穫、ホーストレッキング体験など地場産業との連携による学習型観光のプログラムづくりを推進する。
- ・豊かで特徴のある温泉資源を活かした癒しの場づくりとして、温泉本来の療養効果による湯治プログラムを宿泊施設との連携により取り組み、人に優しい温泉地づくりを推進する。
- ・これらの本町の特性を活かした着地型の観光商品づくりを推進し、付加価値が高く町民全体が地域を理解しておもてなしの心を醸成したまちづくりを目指す。
- ・観光客に対して「おもてなし」が出来る人材育成を図る。
- ・訪日外国人の誘致強化と受け入れ態勢の整備を図る。
 - ・町内観光施設のバリアフリー化の推進など、高齢者やハンディを持つ方々も利用しやすい受け入れ体制の整備充実を関係機関、団体、事業者等に要請する。
- ・景観緑肥の利用など花による観光地の魅力づくりを推進する。
- ・町民や観光客が憩えるとともに防災等の避難施設機能を備えた公園広場の整備を推進する。
- ・温泉街や観光地の景観を向上させる。
- ・廃業したホテルの解体を関係機関とともに進め、魅力の高い跡地利用を推進する。

【目標】 観光客延べ宿泊者数 (令和2年度(現在値) 91,436人)

- 令和3年度 100,000人 令和4年度 110,000人 令和5年度 130,000人
- 令和6年度 150,000人 令和7年度 180,000人

(工業)

- ・農業等との連携による建設業の業態転換の検討を図る。
- ・地域特性を活かした建設業、製造業の育成と新規事業の展開を図る。
- ・公共施設の老朽化対策や長寿命化対策、空き家対策などに関し、今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業の育成を図る。

【目標】

- ・製造品出荷額 令和3年度 173,000万円 令和4年度 174,000万円 令和5年度 175,000万円
令和6年度 176,000万円 令和7年度 177,000万円

(企業誘致)

- ・企業誘致促進に関する情報発信や情報収集を進め、企業振興促進条例や地域総合整備資金を活用した積極的な企業誘致の促進を図る。
- ・温泉熱や地熱などの自然エネルギーなど新たな視点からの企業誘致や雇用創出策を検討する。

【目標】

- ・就業者数 令和3年度 3,000人 令和4年度 3,000人 令和5年度 3,000人
令和6年度 3,000人 令和7年度 3,000人
- ・事業所数 令和3年度 450 令和4年度 445 令和5年度 440 令和6年度 435 令和7年度 430

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備	農業 農業用水道老朽管改修事業 老朽管をダクタイル鋳鉄管、耐震性 ポリエチレン管、塩ビ管に布設替え	弟子屈町	
		豊かな森づくり推進事業 民有林の造林事業の公共補助残に対 する補助事業	弟子屈町	
		弟子屈町一般民有林整備事業 公共事業により整備した私有林の下 刈に係る補助事業	弟子屈町	
		町有林整備事業 樹下植栽、下刈、除間伐ほか	弟子屈町	
	(3) 経営近代化 施設	農業 森林整備事業（林業専用道事業） 最栄利別A線整備 L=1,180m W=3.0m	弟子屈町	
		草地畜産基盤整備事業（草地整備型） 弟子屈地区：草地造成改良整備 280ha	北海道	
	(4) 地場産業の 振興	生産施設 ワイナリー建設事業 [内容]町内にワインを醸造できる弟 子屈町醸造所を建設 [必要性]他市町村に委託しない弟子 屈町産ワインの醸造 [効果]特産品としての確立を目指 し、農観連携による地域経済の活性 化や魅力発信に繋げる	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(5) 企業誘致	企業誘致等支援事業 地域振興に資する民間事業活動等に対し、地域総合整備資金によるふるさと融資、町内に進出する企業に対し、補助金の交付や税の軽減等の支援を行う	弟子屈町	
	(6) 起業の促進	商店街空き店舗活用促進事業 空き店舗賃借料2ヵ年助成、改築費用助成、空き店舗の把握、マッチング	弟子屈町	
	(7) 商業			
	その他	中小企業振興融資事業 運転資金、設備投資資金貸付金・保証料補給・利子補給	弟子屈町	
		中心市街地賑わい創出事業 中心市街地の賑わいを創出するための事業を推進する。	弟子屈町	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園長寿命化事業 既存公園施設の長寿命化計画により計画的な改築更新の実施（水郷公園園路・橋・遊具の長寿命化）	弟子屈町	
		温泉街再整備事業（川湯・摩周温泉） 廃業したホテルの解体を進め、跡地利用など魅力的な温泉街づくりを進める。	弟子屈町他	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	畑作生産基盤強化事業 [内容]優良種馬鈴薯の導入、防除対策、特産品の品質向上、冷湿害対策に対する品種転換補助を行う [必要性]気候変動に適応した新作物の導入及び栽培管理 [効果]気候変動や病害への対応を強化し、畑作経営の継続、経済的安定など畑作振興を図る	摩周湖農業協同組合畑作振興会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>農業後継者対策事業 [内容] 農業担い手センター事業費用補助、農業青年団体への支援 [必要性] 実習生、研修生受入体制の強化 [効果] 農業実習生、研修生の積極的受入を行い、農業の担い手の確保及び生産力の維持を図る</p> <p>酪農ヘルパー事業 [内容] 酪農ヘルパー組織に対する運営費の補助 [必要性] 酪農家の計画的な農休日の導入による生活改善 [効果] 担い手確保による地域コミュニティの維持を図る</p> <p>乳質向上対策事業 [内容] 乳用牛群の検定データの効率的な利用体制を確立するための助成 [必要性] 搾乳農家の減少や核家族化、高齢化など農作業に係る労働力不足が進むと優良な乳質を維持することが困難になる [効果] データを活用することにより、核家族化に伴う労働力不足の農家でも乳質改善に取り組むことができ経営安定対策にも繋がる</p> <p>家畜排せつ物臭気対策事業 [内容] 家畜ふん尿の臭気低減を図るために組織への事業費補助を行う [必要性] 肥料散布時における臭気の苦情 [効果] 臭気の高減により、農村地域の生活環境の向上、観光の振興と地域のイメージアップ</p>	<p>弟子屈町農業担い手育成センター 弟子屈町4Hクラブ</p> <p>弟子屈町酪農ヘルパー利用組合</p> <p>摩周湖乳牛検定組合</p> <p>弟子屈町家畜ふん尿臭気対策協議会</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	<p>プレミアム商品券発行事業 [内容]プレミアム商品券に係る費用補助 [必要性]町内消費の推進 [効果]町内店舗での消費による町内経済の活性化</p> <p>自然体験学習・環境学習業務委託事業 [内容]川湯エコミュージアムを拠点とした専門スタッフによる自然体験・環境学習の実施 [必要性]自然保護意識の高まりとルール徹底、観光の多様化 [効果]着地型観光により地域の活性化を図る</p> <p>地域ブランド化推進事業 [内容]新たな特産品としてのワイン醸造の推進のほか、地場産各種農畜産物加工品づくりへの支援、商品化の研究への支援を行う [必要性]停滞している産業全体の底上げ活性化が必要となっている [効果]地場産品の消費拡大と地域全体のイメージアップ</p> <p>商店街活性化事業 [内容]町内の商業店舗活用推進のため、商工会が実施する活性化施策に対して補助を行う [必要性]商店街活性化により地域活力の増進に寄与する事業 [効果]町内での消費が活性化することで店舗としての活力と町内経済の活性化に繋がる</p> <p>新規就農者支援事業 新規就農者に対する奨励金、利子補給金、準備金の給付</p> <p>畑作パートバンク事業 畑作パートバンクに対する運営費補助</p>	<p>弟子屈町商工会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町地域ブランド化推進実行委員会 弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会</p> <p>弟子屈町商工会</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町畑作パートバンク利用組合</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(11) その他	北海道中山間地域等直接支払交付金等 交付事業 耕作放棄の防止対策、農村景観の整備、 機械・農作業の共同化ほか 多面的機能支払交付金事業 農用地法面の草刈、鹿柵の管理補修、 農村景観整備ほか 森林整備担い手対策推進事業 林業就労者の積極的な雇用を促し、 雇用した事業所に助成 内水面振興事業 屈斜路湖への稚魚放流、捕獲調査、 水質調査ほか 観光組織育成事業 着地型ツアーの造成、ジュニア自然 ガイドの育成、エコツアーガイド養成 講習会の開催の支援 新規創業等雇用支援事業 新規に創業する事業者に対し、人件 費の一部を1年間補助	摩周ハースネット ワーク広域協 定運営委員 会 北海道造林 協会 弟子屈町 てしかがえ こまち推進 協議会 弟子屈町 弟子屈町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業促進区域及び同区域において振興すべき業種について、次の表により記載する。

産業振興促進区域	業種	計画期間
町内全域	製造業、旅館業、情報サービス業等、農林業	令和3年4月1日～令和8年3月31日

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画のとおり

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

近年、家庭用電話回線のほかに携帯電話などの移動通信網の設備及びパソコンの普及により、通信体系の変化と情報化が急速に進行した。このため情報を中心とした住民生活の向上と情報化社会の進展における通信機能の果たす役割は更に高まっていくものと考えられる。

特に住民生活の中で情報受信の中心とも言えるテレビについては、地上デジタル放送への完全移行を2011年7月に実施したが、その保守と運用を継続する必要がある。

また、パソコンが多くの家庭で使われるようになり、情報を取得するための手段として需要が拡大していることから、情報過疎とならないように情報基盤の整備を行なう。

今後、役場の業務においても住民からの申請や届出、施設の予約等をインターネット経由での受け付けや、マイナンバー制度対応など住民の利便性の向上のための総合行政情報化システムの更新や行政情報の

提供手段として町のホームページの充実が必要である。

(2) その対策

- ・難視聴地域の解消に努める。
- ・本町広報紙の充実を図るとともに、ホームページの充実による幅広い地域や行政の情報提供を図る。
- ・申請、届出等をインターネットで受け付けるシステムの構築を図る。
- ・新しい視点の総合行政情報化システムの導入を図る。
- ・W i - F i の整備を図る。

(3) 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	地域の情報化推進・難視聴対策事業 地域の情報化推進及び地上デジタル放送難視聴地域の解消	弟子屈町	
		情報通信基盤整備事業 川湯地域における難視聴世帯解消のため機器更新を実施	弟子屈町	
	その他の情報化のための施設	総合行政情報化システム更新事業 総合行政情報化システムの更新	弟子屈町	
		公衆無線LAN整備事業 役場庁舎や公民館などの公共施設及び災害発生時指定避難所にW i - F i 環境を構築 (11ヶ所)	弟子屈町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(道路)

本町は、釧路、女満別及び中標津空港から約1時間圏内に位置しており、北海道東部の交通網の要衝となっている。

国道は、起点となっている阿寒横断道路の241号線、オホーツク地区と根室地区をつなぐ243号線、網走市と釧路湿原を横断して釧路市につながる391号線の3路線が本町を通過している。

道道は、釧路港への物流路線として、また、観光道路としての活用も多い釧路鶴居弟子屈線をはじめ、網走川湯線、屈斜路津別線が他の市町村と接続しているとともに、町内のみの路線で屈斜路摩周湖畔線、札友内弟子屈停車場線、川湯停車場線の6路線があり、住民の生活路線として、また観光路線として活用されている。

町道は、402路線で416kmとなっている。主に住民の生活や産業に密着した道路として活用されているが、国道・道道間のバイパス的に活用されている道路もあり、近年は、これらの道路を多くの大型貨物自動車やバスが走行し、これら道路に対する需要は多種多様化されてきている。そのため、道路改良や交通安全施設、防雪柵の設置などの整備を段階的に進めている。

今後は、釧路圏と網走圏を結ぶ地域高規格道路、高速交通網の整備をはじめ、歩行者や冬道の安全確保、災害にも対応できる道路網の整備、観光ルートとしての適正な景観に配慮した道路整備、医療福祉の充実

に伴う道路整備や農作物の輸送のための整備を図る必要がある。

(交通)

本町の公共交通機関は、JR釧網線と民営の路線バスがある。

JR釧網線には、町内に摩周、美留和、川湯温泉の3駅が設置され、釧路駅との間に上り下りともに7本が運行されている。

路線バスは、弟子屈市内線、美留和線、屈斜路線、川湯線、摩周線の5路線が運行されているが、自家用車の普及、人口減少により利用者は減少し赤字路線となっている。

しかし、これらのバスは、通学、通院など住民生活に密接しており、今後においても利用状況を勘案しながら運行の充実を図っていく必要があるため、関係機関との連携が必要である。

また、道路網の整備に伴う町内の交通量の増加に対応するため、交通事故対策として、交通安全施設の整備についても関係機関と連携し、充実する必要がある。

(河川)

屈斜路湖を源とする釧路川については、源流部は手つかずの自然がそのまま残り、下流部においては、釧路湿原の再生事業が進められ、これらは流域全体としていつまでも守っていかなければならない財産である。一方、弟子屈市街地部分については、昭和56年に当時の災害予測基準により築堤が完成しているが、治水と安全性が求められ、現在年次計画で改修が進められている。

(2) その対策

(道路)

- ・町道の点検など安全性を高め、長寿命化を進めるとともに地域住民や観光客のニーズに対応していく。
- ・歩行者の安全性を確保し、交通事故の減少を図る。
- ・防雪事業を進め、併せて建設車輛の更新など除排雪体制の強化により、冬期間の安全性を高める。
- ・地域高規格道路の整備促進を要請していく。(道東縦貫道路)
- ・国道や道道の整備促進を要請し、北海道東部の道路網の拠点としての地位を確立する。
- ・農道の整備促進を進め、農業振興を図る。
- ・景観に配慮した道路整備を検討していく。

【目標】

- ・橋梁施設等長寿命化計画に基づく修繕進捗率 100%

(交通)

- ・住民生活の利便性を考慮し、鉄道、バス等の公共交通機関を関係機関と連携し確保を図る。
- ・環境に優しく観光客も利用できる交通体系の確立を図る。
- ・交通安全施設の整備を図る。
- ・交通安全運動の推進を図る。

【目標】

- ・公共交通利用者数：38,000人
- ・橋梁施設等長寿命化計画に基づく修繕進捗率 100%

(河川)

- ・河川本来の通水性を確保し災害の未然防止を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	奥春別団地線道路改良事業 全体延長 L=749m 道路改良 L=136m、W=4.0(5.5)m 舗装 L=291m、W=4.0(5.5)m	弟子屈町	
		弟子屈原野9線防雪事業 防雪柵新設(全体延長280m)	弟子屈町	
		奥春別西10号三笠線防雪事業 防雪柵親切(全体延長300m)	弟子屈町	
		道路等長寿命化事業 舗装改修4,800m	弟子屈町	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業 橋梁法定点検75橋(全体76橋) 長寿命化詳細設計 4橋 長寿命化工事 4橋	弟子屈町	
	(8) 道路整備機械等	建設機械整備事業 モータグレーダ更新 1台 小型ロータリ更新 1台	弟子屈町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	バス路線確保対策事業 [内容]生活バス路線補助(弟子屈市内線ほか)を行う [必要性]生活上の移動手段の確保 [効果]住民の日常的な移動手段を確保する	弟子屈町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(水道施設)

本町の水道事業は、上水道事業1事業、簡易水道事業3事業で、令和2年度末現在、給水人口は上水道4,508人、簡易水道1,358人で総人口の85.1%の普及率となっている。

水道施設全体で老朽化が進んでいることから、安全な水道水の供給を継続するために、水道施設の計画的且つ効率的な更新及び維持管理を行っていく必要がある。

そのためには安定した経営基盤を確立しなければならないが、人口減少などに伴う使用水量の減少が著しく、今後も水道料金の減収傾向が続くことが予想され、事業運営への影響が懸念される。

農業用水道については、農業地域全体に布設しているが、水道事業と同様に施設の老朽化が著しく、水源環境の悪化などの問題を抱えている。

（下水処理施設）

本町は、下流域の生活用水取水河川となっている釧路川、そしてその源の屈斜路湖を有しているが、下水道整備済みの地域の町民以外は、その多くが生活排水の処理について苦慮しており、かつトイレについても汲み取り式が大部分を占め、生活環境の向上、公共水域の汚濁の防止について引き続き污水处理対策が必要である。

本町においては、弟子屈地区と川湯地区を下水道計画区域とし、弟子屈地区については、平成6年度に公共下水道事業の認可を得て、管渠整備及び処理場建設工事に取り組み、平成11年3月31日に一部供用を開始し町人口の約64%が公共下水道を使用できる状況となっている。

平成30年度には、経済情勢や人口減少等を勘案して川湯地区の污水处理方法を下水道整備による集団処理から合併浄化槽による個別処理へ計画を変更した。

今後は、公共下水道事業の供用開始後20年が経過しているため污水处理施設の老朽化が進んでおり、機械設備の計画的な更新や地震災害に備えての耐震補強など下水道施設の計画的な更新事業に取り組みなければならない。

一方、処理開始区域においては、旅館ホテル業等の業績不振に伴い、計画に見込んでいた観光人口による流入が減少している。また、水処理の過程で発生する汚泥の有効利用がなされておらず、その方法の検討、施設計画が立ち遅れている。

雨水管渠整備については、下水道事業計画内に雨水排水計画が内包されているため、雨水排水に係る事業については、下水道施設として整備しなければならず、必要に応じて雨水管渠の整備を行っていく。

（廃棄物処理）

し尿処理については、昭和48年度より弟子屈町と標茶町からなる川上郡衛生処理組合を組織し、共同のし尿処理施設として供用を開始している。

塵芥処理については、時代にあったごみ減量化を進めるため、更なる分別の徹底を図りながらリサイクルや適正処理を引き続き進めなければならない。また、釧路広域連合への一般廃棄物可燃ごみの搬入を引き続き行うとともに、町内施設の効率化を検討する。

（公営住宅）

本町の公営住宅は、14団地で、改良住宅と特定公共賃貸住宅を含め公営住宅のストックは599戸、町内における全世帯に占める割合は約16%となっており、町の住宅政策上重要な位置を占めている。（令和2年9月末現在の町内全世帯数3,815世帯）

公営住宅のストックは、旧耐震基準で建設された建物も多く存在し、老朽化が著しい状況にある。

今後、これらの更新時期を迎えた公営住宅の多用な活用によって、人口減少など将来的な需要を勘案しながら、効率的かつ的確な供給と維持管理を図っていくことが重要な課題となっている。

このため、弟子屈町公営住宅等長寿命化計画に基づき、建替事業、長寿命化、改善事業、維持保全等の住宅整備を計画的に図っていく必要がある。

（消防施設及び救急体制）

釧路北部消防事務組合の消防組織は、昭和48年に弟子屈町と標茶町の2町をもって広域消防体制を築き、消防組織の整備を図る一方、火災予防行政の推進、消防力の充実強化等、消防体制の構築に努め、地域住民の安全確保を図ってきた。平成17年には鶴居村が加わり現在は2町1村体制となっている。

本町は、阿寒摩周国立公園内に位置し自然豊かな観光地で、弟子屈市街地、川湯地区、屈斜路地区にホテル等の高層建築物が存在し、地震、火山などの突発性自然災害の脅威があり、大規模災害による救出活動の対応、更には川・湖でのレジャーやイベントによる水難事故をはじめ、高齢化による救急事象など消防の任務は多種多様にわたるとともに、その重要性は東日本大震災以降求められている。

現在弟子屈消防は、1消防署、1支署、1消防団（令和3年4月1日から弟子屈町消防団として組織運

用) から構成され、弟子屈町の規模や人口及び出動件数などから消防力の指針を定め、各種災害に対応すべく施設及び車両整備を計画するとともに、定員職員数による消防、救急、救助等個人の技術向上に努め、救急救命士などの高度救命資格者の増員や各種救助エキスパートの育成を図っている。今後、消防予算内での消防力維持と有効的な消防車両等の配備計画のもと確実な災害活動と被害消滅に向けた組織改革を推進するとともに、平成 29 年度消防庁舎建設に伴い組合内の中核として通信指令統制を図り防災拠点として庁舎を活用する。また、川湯支署の維持管理として地域特有の自然エネルギーを利用した暖房設備や融雪設備への見直しなど地球環境にも考慮した事業計画の検討を進める。

(防災)

平成 25 年度に全面改正された弟子屈町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、災害応急対策や連絡体制に係る資機材・施設等の整備に努め、防災訓練などを通じて町民の防災意識の高揚と防災業務体制の強化等を図ってきた。今後も災害に強いまちを実現するため、災害非常時の非常用電源や通信体制、給水体制の整備によるライフラインの確保、応急対策資機材の充実、また、防災訓練などを実施し、町民の防災意識の高揚を図る必要がある。

(空き家対策)

適切な管理が行われていない空き家等について、自治会要望や町民からの情報提供を受けた場合には、現地にて確認を行い、所有者が特定できた場合に限り撤去や改善の要請を行ってきたが、あくまでも私的財産であることから、それ以上踏み込めていないのが実情であった。地域住民の生活環境を守るため、適切な管理が行われていない空き家等の解消が必要である。

(2) その対策

(水道施設)

- ・老朽管の更新を計画的に進めるとともに、水源や浄水場等の施設の整備改修を図る。
- ・経費の節減や合理化、創意工夫を行い、経営基盤の安定を図る。

【目標】(水洗化率、生活環境に対する住民の満足度など)

- ・水道普及率 90%
- ・水道管耐震化率 5%

(下水処理施設)

- ・生活環境の向上、公共水域の汚濁の防止を目的とし、計画的に公共下水道事業の実施を図る。
- ・全体計画の見直しに関し、国、道との協議を進める。
- ・汚泥の有効利用についての検討を図る。
- ・計画区域以外の浄化槽設置を推進する。

【目標】(水洗化率、生活環境に対する住民の満足度など)

- ・進捗状況(計画事業費ベース) 75%
- ・合併処理浄化槽新設数 25 基

(廃棄物処理)

- ・時代にあった適切な処理を検討する。

【目標】

- ・ごみの減量化

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ごみ総排出量	2,938t	2,904t	2,873t	2,831t	2,796t

- ・リサイクル率の向上

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ごみ総排出量	23.8%	24.2%	24.4%	24.6%	24.9%

(公営住宅)

- ・平成 28 年 3 月に改訂した「弟子屈町公営住宅等長寿命化計画」は、「弟子屈町住生活基本計画」とあわせて改訂を予定しているが、「都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合性を図り、今後はこの計画に基づき住宅の整備を図って行く。
- ・老朽化した公営住宅の建て替えは、適切な居住スペースの確保、断熱、換気、防音等の充実などによる住宅の質の向上、駐車スペース、堆雪スペースの確保などによる住環境の向上を図る。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、手すり、スロープの設置、室内の段差解消、低層庭付き住宅の設置等、高齢者・障がい者から子育て世帯まで誰もが使いやすい住まいづくりを目指す。
- ・医療・福祉施設及び町の福祉施策と連携しながら、公営住宅の整備を図る。
- ・景観ガイドプラン、景観形成整備計画及び現在策定中の景観計画に準拠した住宅地景観の整備を図り、地域の居住環境向上への貢献を進める。

(消防施設及び救急体制)

- ・組合通信統制化による通信指令体制の充実
 - ・出動体制強化のため支署出動時無人化
 - ・ゼロカーボン化による施設維持
 - ・救急救命処置の充実に伴う救急救命士養成
 - ・緊急性患者のドクターヘリ活用
 - ・救命率向上のため住民への救命講習普及
 - ・消防団員の加入促進
- 【目標】(若手消防団の入団目標やその他数値的なもの)
- ・組合内(弟子屈・標茶・鶴居)119番回線の統制(弟子屈消防署通信室)
 - ・消防救急デジタル無線統制による更新時コスト削減
 - ・出動車両の動静把握と災害現場への誘導支援の充実
 - ・無人対応監視カメラの設置及び駆付け通報装置整備による支署無人化
 - ・派遣職員での配置車両運用と消防活動の充実化
 - ・地域特有の自然資源(温泉)利用による暖房、融雪設備への更新計画
 - ・高度救命処置での救急運用のため職員救急救命士率8割とする
 - ・通信指令、救急隊、ドクターヘリ間の連携重視及びランデブーポイントの適正判断により最短接触、搬送の実現化
 - ・団体や企業、自治会単位への普及活動と家族や友人単位での参加しやすい講習会構築
 - ・町の青年部との交流や地方公務員への消防団加入促進の強化
 - ・機能別消防団員の周知と各関係事業所等への説明会促進

(防災)

- ・災害時に不可欠の防災拠点、非常用電源、通信体制及び給水設備のライフラインの確保、並びに防災資機材の充実を図る。
- ・防災訓練や研修会、講演会などを通じて、住民の防災意識の高揚と防災業務従事者の習熟を図る。
- ・各関係機関との連携を強化し、迅速な災害対応が出来る体制を整備する。

【目標】

- ・町総合防災訓練を原則年1回実施し災害時の円滑な対応を図る。

(空き家対策)

- ・空き家等の適正管理に関する「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が平成 27 年 5 月に施行されたことから、法に基づいて弟子屈町空き家等対策計画を策定し空き家等の対策について必要事項を定め履行することにより、適切な管理が行われていない空き家等の解消を目指す。
- ・空き家等データベースを整備し客体を把握し、所要の手続きを講じて空き家等の適正管理の推進を図る。
- ・除却費用について、所有者等の負担軽減補助も導入し、空き家の除却等の方策により、適正な管理が行

われていない空き家の解消を目指す。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設	上水道	老朽管改修事業 老朽管をダクタイル鋳鉄管、耐震性ポリエチレン管、塩ビ管に布設替 L=3,310m	弟子屈町
			弟子屈浄水場配水池耐震改修設計 配水池耐震改修	弟子屈町
		簡易水道	老朽管改修事業 老朽管をダクタイル鋳鉄管、耐震性ポリエチレン管、塩ビ管に布設替 L=2,650m	弟子屈町
			未普及区域配水管整備事業 配水管整備により水道水未普及区域への水道水供給開始 L=30m	弟子屈町
			浄水場改修事業 建屋改修・計装設備更新・井戸新設・配管・配水池改修	弟子屈町
		農業用水道施設改修事業 老朽化した水道施設の改修及び耐震化、管路をダクタイル鋳鉄管、耐震性ポリエチレン管、塩ビ管に布設替 L=2,240m・取水井及び配水池改修	弟子屈町	
	(2) 下水処理施設	公共下水道	公共下水道事業 雨水管渠整備 L=700m	弟子屈町
			公共下水道長寿命化事業 弟子屈浄化センター耐震診断 ストックマネジメント更新事業 弟子屈浄化センター耐震補強事業	弟子屈町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設	広域廃棄物処理施設改修事業 [内容]焼却施設の計画的な維持管理と適時の延命化対策を実施する。 [必要性]釧路管内の廃棄物処理に関する重要な施設であることから維持・延命化が必要である。 [効果]施設整備に伴い、耐用年数及び利用環境が向上する。	釧路広域連合	
		リサイクルセンター整備事業 [内容]ペットボトルの引き取り時に必要となる機材の導入及び保管施設の整備 [必要性]リサイクルの更なる推進のため、日本容器包装リサイクル協会の定めるリサイクル用機材を導入することにより当町の更なるリサイクル推進に寄与する [効果]機材整備に伴い、公衆衛生の向上につながる。	弟子屈町	
	(4) 火葬場	火葬場設備更新事業 [内容]経年劣化による設備の不良を改善するため当該施設の設備更新を実施 [必要性]今後も進行する高齢化に伴い、斎場の利用頻度が増加することが想定されるため設備更新が急務である [効果]施設整備に伴い、施設の耐用年数及び利用環境が向上する	弟子屈町	
	(5) 消防施設	消防車両更新事業 消防ポンプ自動車更新 1台 梯子車オーバーホールキット更新 1台	釧路北部消防事務組合	
		高規格救急自動車整備事業 高規格救急自動車更新 1台	釧路北部消防事務組合	
		消防救急デジタル無線等整備事業	釧路北部消防事務組合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防職員待機住宅更新事業 2棟 消防水利(耐震性貯水槽)整備事業 耐震性貯水槽(川湯地区 60 m ³ 型 1基)	釧路北部消防事務組合 釧路北部消防事務組合	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 泉ヶ丘団地公営住宅除却4棟16戸 鑑別団地公営住宅建設2棟8戸 除却7棟38戸 敷島団地公営住宅2棟8戸 除却8棟32戸 緑団地公営住宅 除却1棟4戸 古丹団地公営住宅建設4棟10戸 除却3棟10戸 湯の川団地公営住宅除却6棟12戸	弟子屈町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	公営住宅長寿命化事業 緑団地公営住宅住環境改善実施設計・改修 5棟20戸	弟子屈町	
		住宅建設促進事業 [内容]新築・増改築、解体の時に町内業者を利用する場合に建築資金の一部を助成する [必要性]住宅建設件数の減少 [効果]持ち家と定住の促進が期待でき、地域経済の活性化が期待できる	弟子屈町	
		民間賃貸住宅等建設促進事業 [内容]民間賃貸住宅及び従業員宿舎の新築時とこれに合わせて行う既存物件の除却に町内業者を一定程度利用する場合に建築資金の一部を助成する [必要性]多様な住宅ニーズへの対応と民間借家率の向上 [効果]移住・定住の促進、人口減少の抑制と地域経済の活性化が期待できる	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8) その他	合併処理浄化槽設置費補助事業 〔内容〕下水道事業区域外で合併処理浄化槽を設置する方を対象に補助金を交付する(国庫補助対象事業) 〔必要性〕生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り地域格差を是正するため 〔効果〕生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに快適な生活環境が構築される	弟子屈町	
		知得便利帳発行事業 町民の生活に必要な情報一覧と当初予算の概要を冊子にまとめて作成し全戸に配布	弟子屈町	
		防犯活動推進事業 防犯協会補助、防犯灯の新設他	弟子屈町	

(4) 公共施設等管理計画等との整合

(水道施設)

上水道・簡易水道・農業用水道の更新費用は平成26年から令和35年までの40年間で、現状の施設量を維持する場合は112億円以上を要し、年間の平均投資額は2.8億円と過去10年間平均の3倍以上に達すると試算され、単年度ベースで比較をしても全ての年度で現状の投資的経費を上回るとされている。

(下水処理施設)

水道施設と同じく平成26年から令和35年までの40年間で、現状の施設料を維持するとしたうえで総額78.7億円と試算され、年間の平均投資額は2億円と過去10年間の平均投資額を若干上回る程度だが、更新が重なる年度については1.5倍から6.4倍にも達するとされている。

本計画及び人口減少や人口構造の変化による財政収支推計を踏まえ、効率的且つ計画的な投資による長寿命化及び予防的修繕によるライフサイクルコストの縮減を図り、安定した事業の継続を図る。

(消防施設)

- ・弟子屈消防庁舎 平成29年7月 建築 オール電化、地中熱ヒートポンプ冷暖房
- ・川湯支署 平成2年12月 建設 ガズ器具、灯油暖房設備
- ・美留和詰所 昭和54年10月 建設 冬期間 電気ヒーター使用、灯油ストーブ
- ・屈斜路詰所 平成元年12月 借用 冬期間 電気ヒーター使用、灯油ストーブ
- ・川湯駅前詰所 昭和53年10月 建設 電気のみ使用
- ・弟子屈美里2丁目待機住宅 昭和56年1棟4戸 昭和57年1棟4戸
- ・弟子屈中央1丁目待機住宅 昭和48年1棟3戸 昭和50年1棟4戸
- ・川湯温泉1丁目待機住宅 昭和52年2棟2戸 昭和50年1棟2戸 昭和49年1棟2戸
- ・川湯温泉4丁目待機住宅 平成5年1棟2戸 平成6年1棟2戸

維持管理計画

- ・弟子屈消防庁舎
釧路北部消防事務組合 弟子屈消防署、消防本部使用 職員40名
地域防災ホール 弟子屈町災害時一時避難場所に指定(収容人員108名)

災害時無停電（非常用発電機設備完備）災害対策本部施設完備

組合本拠地並びに弟子屈町全域の防災拠点であり、年中 24 時間安定した室内環境提供可能な避難施設耐久性 80 年、各設備の更新や外内構整備も含め維持管理計画する。

・川湯支署

弟子屈町役場と消防支署の合同庁舎 役場職員 2 名、消防派遣職員 4 名（常時）

災害時無停電（非常用発電機設備完備）

建設当初、川湯支署 14 名固定勤務させていたが現在は派遣職員で勤務させている。

川湯地区特有の気候で冬は氷点下 20℃となり消防車両水槽部の凍結や車庫、事務所等各居室の暖房による灯油使用料が多く、暖房費高額となっている。そのため、環境省が検討しているゼロカーボン温泉地方針により温泉熱利用設備の導入を今後検討する。

川湯支署派遣職員は 24 時間体制で勤務させ仮眠時の個室化と室内の修復を計画し、出勤時無人化のための監視カメラや駆付け対応装置を設置、必要最低限の環境整備を維持管理計画する。

また、川湯地区は温泉の硫黄成分により機器類基盤が故障する率が高く、精密機器類の高額更新は避け多重機能を有さない設備導入を計画する。

・美留和詰所

消防団専用詰所、水槽付消防ポンプ自動車 1 台配備

令和 3 年弟子屈町消防団統合により出動形態を調整検討中、団員出動より署出動車両の到着先着による詰所必要性も協議中、消防団員も車両の出動責任性を考慮し詰所廃止案を計画している。また、建物の経過年数と施設内放送設備等の移設計画のうえ、廃止後の取り扱いも検討している。

・屈斜路詰所

消防団専用詰所、水槽付消防ポンプ自動車 1 台配備

弟子屈消防署及び川湯支署からの消防車到着まで 20 分程度遠距離のため施設存続が必要であるが更新に伴い車庫のみで使用用途が達成されるため、温泉暖房を活用した消防車収納庫を計画している。

更新時期は未定だが建物の大規模補修時に検討する。

・川湯駅前詰所

消防団専用詰所、小型動力ポンプ配備（現在消防資材庫として使用）

川湯駅前地区は川湯支署からの消防車出動が確実で先着可能であるため、団運用車両は配備していない状況である。今後、国から土地賃貸借しているため資材撤去及び放送設備の移設計画、解体予算の用途により廃止する計画。

・消防待機住宅

弟子屈中央 1 丁目待機住宅は現在消防職員が居住していないが、役場職員や関係者が居住使用しているため存続中だが、消防側では維持管理していない状況。そのため、使用者不在時には撤去若しくは町に移管されたい。

弟子屈美里 2 丁目待機住宅は消防職員で全戸使用中であり、職員調査でも待機住宅入居希望が多く存続し維持管理計画しているが、消防庁舎移転に伴い消防から離れ、招集体制が失われている現状がある。消防庁舎移転時に敷地内建設計画があり、事業計画が承認された場合、美里待機住宅は解体若しくは町の判断に委ねる方針。

川湯温泉 1 丁目待機住宅はブロック造で耐用年数もあるが内部の消耗が激しく、頻繁に部分修復しているが住宅として限界値にあり、存続計画はしていない。現在、隣接する町所有の公住解体に合わせ消防待機住宅も解体を計画している。

川湯温泉 4 丁目待機住宅は消防職員で全戸使用中であり、職員調査でも入居希望者が多いため存続し維持管理計画する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(保健対策)

本町では、町民の健康づくり意識の向上と疾病などの予防を図るため、保健師と管理栄養士が中心となり、元気でしかが 21（第二次）計画に基づき、食育・栄養・食生活、運動・身体活動、休養・こころの

健康、飲酒、たばこ、歯・口腔、生活習慣病、がんの各領域における健康づくりを町民一人ひとりが主体的に取り組めるよう健康づくり推進委員の協力を得ながら「健康寿命の延伸」を目標に実施していく。

各種保健統計で、弟子屈町における重点課題として「朝ごはんを欠食する子ども、高血糖、男性自殺者」が多いことから3つの重点健康事業として取り組んでいくほか、国民健康保険や後期高齢者医療の担当部門と健康推進の担当部門とで一体的にフレイル対策を進める。

また、育児環境の変化等により子育てに不安を抱える親が多く、出産や育児が安心してできる支援体制の充実が望まれている。

(高齢者福祉)

本町における高齢者人口の全人口に占める割合（高齢化率）は、昭和50年の8.5%から平成12年には22.6%、平成27年では、31.3%と上昇傾向にある。

高齢化率の上昇に連動して要介護（要支援）認定者数も増加傾向で推移しており、今後もその傾向は継続するものと推計している。

一方、家庭環境の視点からは、高齢者の一人暮らし世帯や、夫婦のみの世帯が増加するという家族構成の変化等により、従来高齢者の介護に中心的役割を果たしてきた家庭における介護能力も変化が生じてきている。

現在、本町では、援助を必要とする高齢者や世帯に、介護保険制度でのサービス提供とは別に、社会福祉協議会が実施する高齢者等を対象とした入浴・移送・給食・訪問・除雪等各サービス事業を支援している他、緊急通報システム設置事業、要介護者等家族介護用品支給事業、高齢者等冬の生活支援事業等を実施しており、平成27年度には養護老人ホーム「倅和園」と特別養護老人ホーム「摩周」の移転改築の実施、高齢者のふれあい・交流の場として社会老人福祉センター、さらに、地域交流ホールなど多種多様な老人福祉対策を推進しているが、老朽化した施設の更新と介護福祉士等、介護の担い手の確保などが急務となっている。

高齢化社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいのある豊かな生活を送り、地域社会が活力を失わず形成されていくことが求められている。このため、「弟子屈町高齢者保健福祉計画」に基づき保健・医療・福祉・介護の連携を図りつつ、「いつでも、どこでも、誰でも」必要なサービスを適切に受けることができる体制の整備を図るとともに、地域住民や民間団体等との連携により達成できるよう環境の整備を図る必要がある。

(児童福祉)

近年核家族化の進行、夫婦共働き世帯の一般化、また家庭や地域の子育て機能の低下など、児童を取り巻く環境は変化しており、児童の育成支援の必要性が増してきている。

本町には、放課後児童クラブが2ヶ所あり、昼間保護者等のいない家庭の小学生に対し弟子屈小学校と川湯小学校の余裕教室を活用しながら放課後児童健全育成事業を実施している。

障がいや有する児童の早期発見、早期療育を行うため、こども発達支援センターにおいて、未就学児童の指導を行ってきたが、平成15年度から新たな利用の仕組みが構築され、障がい児（保護者）自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する「支援費制度」に移行されたことに伴い、こども発達支援センターも指定通所支援事業所として認可を受け、小学校6年生までの児童に対して放課後デイサービスとしての提供を行っている。

事業所では、障がい児の日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の他に、相談支援、関係機関との調整などのコーディネート、家庭への支援等が必要となっている。

一方、児童や家庭を取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待の未然防止や早期発見、早期解決、子育てに不安を持つ母親を含めた子育て相談等の実施が課題となっている。

(障がい者福祉)

障がいや有する人の割合は年々増加しており、中でも加齢に伴う障がい発生などが増加の傾向にある。

障がいや有する人たちは、障がいの程度や家庭環境に応じて施設入所や長期入院、在宅福祉サービス、家族介護を受けながら生活しているが、障がいの程度が重くなるほど、また、高齢者であるほど社会参加

の機会が少なくなっているのが現状である。

現在、本町では、「社会福祉法人てつなぎ」や「一般社団法人ゆっくりん」の運営主体による「障がい福祉サービス事業所」が開設されており、その中で地域社会の一員として自立活動や社会参加ができるよう積極的な取り組みが行われている。

現在本町では、障がい者政策として、特定疾患等患者通院交通費助成事業、在宅精神障害者通所施設等交通費助成事業、心身障害者施設入所帰省交通費助成事業、障害福祉サービス等利用者負担金助成事業等を推進し、また、障がい者にも優しい公共賃貸住宅の整備を進めている。

障がい者福祉の推進にあたっては、弟子屈町第6期障がい福祉計画に基づきサービスの共同利用を含めた政策の展開を図るとともに、障がいを有する人の自立と社会参加を促し、同時に、地域住民や地域社会が障がい者の視点に立ったまちづくりを進めていく必要がある。

(2) その対策

(保健対策)

- ・子育て不安早期把握事業の実施、4ヶ月健診時アンケート、4歳半健診の実施
- ・歯科予防対策については、乳幼児の集団歯科指導・早期歯科指導及び成人の歯周疾患検診を実施
- ・ファミリー・サポート・センター事業（社会福祉協議会へ委託）の推進
- ・各種検診体制の充実と事後指導の徹底、結果説明会や個別健康教育及び相談・訪問の実施
- ・30歳代の特定健診受診機会の拡充及び当該年度40歳の健診受診無料事業の実施

【目標】

- ・町民満足度調査における子どもを安心して産み育てるための保健医療の充実の点数
R3→41点、R4→42点、R5→43点、R6→44点、R7→45点
- ・乳幼児健診受診率
R3→99%、R4→99%、R5→99%、R6→99%、R7→99%
- ・ファミリー・サポート・センター事業における利用会員及びサポート会員数
利用会員
R3→26人、R4→27人、R5→27人、R6→28人、R7→28人
サポート会員
R3→12人、R4→12人、R5→13人、R6→13人、R7→13人
- ・生活習慣病による死亡率
R3→20%、R4→20%、R5→20%、R6→20%、R7→20%
- ・若年者の特定健康診査受診率
R3→25%、R4→25%、R5→25%、R6→25%、R7→25%

(高齢者福祉)

- ・高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう生活支援や在宅福祉サービスの拡充を図る。
- ・在宅介護にかかる総合的な相談に応じ、各種の保健、福祉サービスが受けられるよう連絡調整を図るために情報ネットワークの構築を図る。
- ・老人クラブ活動の充実や、高齢者の社会参加、健康づくり、生きがい対策を推進する。
- ・高齢者や障がい者が安全で暮らしやすい生活環境や住環境、通報体制の整備を図る。
- ・仲間づくりや健康づくりを推進するため、スポーツ・レクリエーション活動等の環境整備を図る。
- ・介護福祉士等、介護の担い手の確保。

【目標】

- ・地域介護予防活動支援事業
サポーター等活動人数（延べ数）
R3：1,199人 R4：1,199人 R5：1,199人 R6：1,199人
参加人数
R3：4,575人 R4：4,576人 R5：4,577人 R6：4,577人

(児童福祉)

- ・行政機関及び民間団体等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、ケースにより個別の検討会議等を開催し児童虐待防止対策の推進を図る。
- ・弟子屈町第二期子ども・子育て支援事業計画に基づき、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を推進する。
- ・保護者が働ける環境づくり、子どもを産み育てる環境づくりなど保育、養育環境の整備と支援を図る。

【目標】

- ・放課後児童クラブの利用児童数
R 3 →23,241 人、R 4 →25,230 人、R 5 →23,780 人、R 6 →25,520 人、R 7 →25,520 人
- ・児童発達支援の通所待機者数
R 3 →0 人、R 4 →0 人、R 5 →0 人、R 6 →0 人、R 7 →0 人
- ・放課後等デイサービスの通所待機者数
R 3 →0 人、R 4 →0 人、R 5 →0 人、R 6 →0 人、R 7 →0 人

(障害者福祉)

- ・高齢者や障がい者が地域でともに生き、心のかよひあう地域社会を創造し、地域住民の参加による活発な福祉活動の展開を図る。
- ・障がいを有する人達への自立や社会参加へ積極的な支援を図る。

【目標】

- ・福祉施設から地域生活への累計移行者数 R 5 までに 1 人

(3) 計画

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	川湯保育園整備事業 [内容]教育施設の集約化や利便性を考慮し、川湯保育園の整備を行う [必要性]供用開始から 43 年が経過し保育所施設の基準を満たしておらず、また感染症対策も含めた衛生基準を満たすため早急な整備が必要 [効果]施設の安全性や感染症対策を含めた衛生基準を満たすことで安心安全な環境で利用することができる	弟子屈町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	認定こども園支援事業 認定こども園の運営に対する次の支援 ・ 屈斜路地区通園児童送迎支援事業 ・ 一時預かり事業 ・ 延長保育事業 ・ 厨房機器支援事業	認定こども園ましゅう	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>児童福祉</p> <p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>乳児養育支援事業 [内容]新生児の保護者に対して乳児期子育て用品全般の購入費用として15万円分の応援券を交付する。 [必要性]保護者の経済的な負担軽減 [効果]子供を産みやすい環境をつくり、出生数の増加を図る</p> <p>子育て応援医療費還元事業 [内容]生まれた日から満18歳までの子を持つ保護者に対して医療費自己負担分を商品券で還元 [必要性]子育て世帯への支援 [効果]子育て世代への経済的負担軽減、子どもの健全育成、家庭環境の充実と地域経済の活性化</p> <p>保育園・認定こども園就園支援事業 [内容]保護者実負担額(保育料及び給食費)の2分の1を助成、認定こども園の給食使用食材の地元商店から購入した分の助成 [必要性]子育て世帯への経済的支援及び地元商店からの購入促進 [効果]保育園等の利用促進、保護者が働ける環境づくりや子どもを産み育てる環境づくり及び地元商店からの購入による経済の活性</p> <p>社会福祉協議会支援事業 地域福祉の担い手である福祉団体への能力向上や体制強化など支援</p> <p>在宅福祉サービス事業 高齢者等の在宅支援(移送、訪問、除雪、給食、入浴、訪問等のサービス)</p> <p>高齢者等冬の生活支援事業 高齢者等の低所得者世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町社会福祉協議会</p> <p>弟子屈町社会福祉協議会</p> <p>弟子屈町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	高齢者・障害者福祉 (9) その他	<p>特別養護老人ホーム利用料特例給付事業 低所得者の利用料負担軽減</p> <p>特別養護老人ホーム運営費補助事業 特別養護老人ホーム運営に対する支援</p> <p>緊急通報システム設置事業 高齢者世帯への緊急通報システムの 設置・運用</p> <p>要介護者等家族介護用品支給事業 要介護者を在宅介護している家族に 介護用品の購入費の一部を支援</p> <p>難病・特定疾患等患者通院交通費助成 事業 特定疾患等患者の通院費の助成</p> <p>障害者移動費助成事業 心身障害者帰省等に要する交通費の 助成</p> <p>児童通所支援事業 通所支援児童の個別支援計画に基づ き、個々の発達プログラムに合わせ た療育支援</p> <p>地域子育て支援事業 育児不安解消支援などのため親子の 交流、遊び場の提供育児相談指導を 行う</p> <p>放課後児童育成一般事業 町内2ヵ所で放課後児童の健全育成 指導</p> <p>保健予防一般事業 乳児健診・1歳半検診・健康相談・ 家庭訪問等</p> <p>妊産婦・分娩支援事業 妊婦に対する検診費用の助成等</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(9) その他	屈斜路古丹生活館整備事業 屈斜路古丹生活館の新築	弟子屈町	

(4) 公共施設等管理計画等との整合

高齢者福祉施設は公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、民間事業者との適切な役割分担を図っていくこととしますが、民間では対応が困難で、かつ、町の公共施設として必要性が高いと判断される施設は、長寿命化の取り組みや施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や民間活力の導入を検討するとしている。

集會施設は、公共施設総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針では、効率的な運営と利用率の向上を目指すとともに、利用状況や劣化状況、類似施設での代替性などを見定めることにより配置の適正化に取り組むほか、公共施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化、特に利用回数の向上を図るため中規模以上の施設への集約化を検討するとしており、個別施設計画において屈斜路古丹生活館は今後の具体的な方向性で浴室を併設した複合化施設として移転改築するとしている。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

北海道厚生農業協同組合連合会に国立弟子屈病院に代わる地域の中核医療機関となる病院の開設を要請し、本町の全面的財政支援のもと病院整備を行い、平成15年3月20日に摩周厚生病院が開院したことにより地域医療体制の継続が図られてきたが、開院当初常勤医5名、診療科目5科体制でスタートしたが現在では常勤医3名、診療科目3科となっている。

今後、高齢化の進展に伴い、医療需要は益々増加することが予想されるため、町民の医療に対するニーズに応えられるよう、医師、看護師、診療科目など医療体制の充実強化を医療機関へ働きかけ、また、保健・医療・福祉・介護が連携し、町民に総合的なサービスが提供できるようなケアシステムの確立に努めていかなければならない。

また、町内医療機関における連携の推進、摩周厚生病院の赤字解消の努力を含め安定経営のための持続可能な医療施策を講じていかなければならない。

(2) その対策

- ・摩周厚生病院の安定経営のための財政支援を図る。
- ・町内医療施設の充実を支援する。
- ・町民の医療ニーズを把握し、必要に応じ医療機関に対し要請を行う。
- ・保健、医療、福祉・介護が連携を図れるような総合的なケアシステムの体制作りを図る。
- ・保健、医療、福祉・介護の人材確保と育成を図る。

【目標】

- ・町内医療機関の診療科目数
R3→9科、R4→9科、R5→9科、R6→9科、R7→9科
- ・町内医療機関の常勤医師数
R3→7人、R4→7人、R5→7人、R6→7人、R7→7人
- ・町民満足度調査における医療施設の診療科目、救急体制の整備の点数
R3→31点、R4→32点、R5→33点、R6→34点、R7→35点

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	摩周厚生病院運営費補助事業 病院運営に係る支援 医師確保支援事業 医師確保に対する支援 摩周厚生病院医療機器更新事業	北海道厚生 農業協同組 合連合会 北海道厚生 農業協同組 合連合会 北海道厚生 農業協同組 合連合会	
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 その他	摩周厚生病院改修事業費補助事業 摩周厚生病院設備更新事業 運営のため病院設備更新に係る支援 医療機関利子補給事業 医療機関の建設費等に係る支援	北海道厚生 農業協同組 合連合会 北海道厚生 農業協同組 合連合会 医療法人	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事業 民間病院	医師・看護師等養成事業 [内容]医師、看護師等に対する学費 貸付(償還免除制度有)を行う [必要性]医師、看護師不足が深刻で ある [効果]医療の人手不足を解消する	弟子屈町	
	(4) その他	広域救急医療事業 広域・小児救急医療の確保支援	釧路市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

学校教育は、生涯学習の基礎を培う場であり、21世紀を担う人間形成の基礎を築くものである。「人づくりはまちづくり」の最も基礎をなす義務教育の質の向上を図ることが求められている。

本町の学校数は、令和3年で小学校4校、中学校2校、児童生徒数は5月1日現在で小学校が249人(24学級)、中学校2校で164人(14学級)、道立の高等学校が1校75人(3学級)であるが、少子化・過疎化に伴い児童生徒数の減少傾向が続くため、その対策が必要である。

また、学習指導要領の改訂に伴い、「総合的な学習の時間」の充実を図るためICTを活用した情報教育の推進、語学教育の充実、ふるさと教育の充実などを行うことが必要となっている。今後、GIGAスクール構想事業により導入したタブレット型PCの活用を進め、コロナ禍で臨時休校となった場合にも「学びの保障」に対処していく。

教職員住宅については、老朽化が進む住宅を計画的に改修していく必要があり、特に老朽化が著しいへき地の教職員（管理職）住宅の建て替えを優先的に行っていく必要がある。一方、現状の教職員住宅の管理戸数（51戸）については、民間アパートの活用などを視野に入れながら、適切な管理戸数のあり方を検討していく。

（社会教育）

本町では、子どもから高齢者まで全ての町民が豊かで文化的な生活を送ることができ、多様な学習ニーズに応えられるよう社会教育事業を展開している。過疎化が進む本町に暮らす人々の生活に潤いと充足感を与えるべく、成人や高齢者に対しては各種の生涯学習プログラムを提供するとともに、次代を担う児童生徒たちに対しては「子どもは地域で育てる」との視点に立ち、学校・家庭・地域・行政が連携をとりながら、様々な体験学習や活動を通して青少年の健全育成を図り、未来の地域づくりの担い手として一人でも多くの若者が町に残ってもらうことを目指す。

社会教育の中核施設である公民館は昭和41年建造であるが、耐震化を施し、現在も生涯学習及び社会教育関係の活動拠点として多くの町民に利用されている。今後も学習内容の充実とともに、利用者の多様なニーズに応え得るような施設設備上の工夫や改善に取り組んでいく必要がある。

もう一つの中核施設である図書館は、町の情報発信基地としての役割を担い、町民の読書活動や読み聞かせ活動を推進しているが、広大な行政面積をバスで巡回する移動図書館の充実や、インターネットによる貸出・検索機能及び町内学校図書館との連携における情報化機能の強化を図る必要がある。また、施設が貸借建物で狭隘であることから、蔵書や資料の管理方法も含め、今後の図書館施設の整備について検討を行っていく必要がある。

（スポーツ振興）

本町のスポーツ活動としては、スポーツ教室の開催をはじめ、スポーツ協会加盟団体による町民大会、各種スポーツ大会の開催など活発に行われている。また、本町の特性を生かした、ウォータースポーツや歩くスキー、パークゴルフなども盛んに行われている。

しかし、近年の人口減少や少子高齢化、競技種目の多様化に伴い、スポーツを行う者が減少し固定化している現状にある。とりわけ、過疎化・少子化による団体競技の人員不足が顕著となっており、チームが編成できないことなどによる競技離れが見受けられる。

スポーツ・レクリエーションの指導体制としては、現在、スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導員、教育委員会職員が連携を取りながら機能しているが、指導者不足により、継続した指導ができないなどの問題がある。

町内においては、平成8年度より高校・大学・社会人のスポーツ合宿誘致に取り組んでおり、近年は本町で毎年合宿している大学チームが箱根駅伝などの大きな大会で好成績を上げており、そうした結果に伴い更に他のチームを呼び込むといった好循環に繋がっている。合宿誘致は町内選手が高いレベルの選手や指導者と触れる機会でもあり、レベルアップや指導力の向上が図られ、且つ、選手らの町内滞在による経済効果も大きいことから今後も支援を行っていくことが必要である。

また、本町には現在、さまざまなスポーツ・レクリエーション施設があるが、近年は老朽化が進む施設が多くなっているため、改修や廃止等による再整備を進めていく必要が生じている。

（2）その対策

（学校教育）

- ・児童生徒の通学確保のため、スクールバスの更新を図る。
- ・パソコン等の教育教材の充実を図るなど教育環境の整備を引き続き計画的に進める。
- ・教職員住宅の整備を進め、住環境の向上を図る。

- ・伝統文化や産業を学ぶためのふるさと教育を実施。
- ・語学教育の充実を図る。
- ・弟子屈高校の魅力ある学校づくりのため支援を継続実施する。
- ・小中高の連携強化を図る。
- ・中学校の部活動の地域移行の推進を図る。

(社会教育)

- ・各種体験学習、体験活動事業を実施し、青少年の健全育成を図る。
- ・事業の実施にあたり、学校、家庭、地域、行政の連携を図る。
- ・生涯学習の機会を幅広く提供し、自主活動への支援や情報提供を行う。
- ・社会教育施設の機能強化を図り、多様な学習ニーズに対応する。
- ・図書館の情報機能や蔵書、資料の充実を図り、幅広い読書ニーズに対応する。

【目標】

- ・弟子屈町公民館利用者数 令和7年度 20,000 人/年

(スポーツ振興)

- ・「だれもが、いつでも気軽にスポーツ活動に参加できる機会や場所」を提供し、地域内での活動を中心とした地域のスポーツ組織を充実させる。
- ・地域に根ざしたスポーツ活動を展開するためにも、スポーツ推進委員や地域スポーツ指導者等を養成する。
- ・教育委員会、スポーツ協会、スポーツ推進委員、団体・サークルの連携をより強化し、施設の管理運営体制を確立するとともに、町民が日常的に利用しやすい工夫を検討する。
- ・各スポーツ・レクリエーション施設の補修や改修を進めるとともに、摩周観光文化センターや各小中学校を町のスポーツ振興の拠点施設として位置付け、スポーツを通じたまちづくりを進める。
- ・スポーツ合宿の誘致を支援するとともに、町内で活動している指導者・選手に、より高いレベルの技術を習得する機会を提供する。
- ・全道大会や全国大会への出場に対する支援の充実により選手が高い目標を持ってスポーツに取り組み、地域をあげて選手を支援する環境をつくる。

【目標】

- ・スポーツ施設（修武館、スケートリンク、川湯プール、歩くスキー、野球場、パークゴルフ場）年間延べ利用者数 令和7年度 36,000 人/年

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	町営球場整備事業 老朽化した町営球場の整備を行う	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>生涯学習・スポーツ</p> <p>(5) その他</p>	<p>スポーツ振興助成事業 [内容]各学校の部活や少年団、スポーツ団体の全道全国大会出場に対する助成を行う [必要性]遠距離の大会は交通費が負担になり出場が出来ない場合がある [効果]出場機会を確保、定住の促進</p> <p>生涯学習バス運行事業 [内容]生涯学習バスの運行 [必要性]町民の健康づくりや学習の場、各種大会への参加 [効果]町民の健康推進や生涯学習等の推進</p> <p>スクールバス運行事業 スクールバス運行による遠距離児童・生徒の負担軽減</p> <p>スクールバス更新事業 ワゴン車 1台</p> <p>高等学校活動支援事業 高等学校行事、進学、就職、通学などへ支援、公設民営塾の通年開講</p> <p>ふるさと教育の推進 各中学校において、伝統文化や産業等を学ぶ為、地域住民を講師に招きふるさと教育を実施</p> <p>語学指導助手招致事業 国際理解教育の推進を図り、国際社会で活躍できる人材を育成するため、語学指導助手を招致(2名)</p> <p>人材育成事業 児童生徒の健全育成や地域人材活用のための事業実施、地域の青少年育成活動団体等への支援協力</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(5) その他	スポーツ合宿誘致事業 大学・実業団のスポーツ合宿誘致に対する補助	弟子屈町	

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、役場所在地である弟子屈市街と役場支所のある川湯市街が中心集落を構成しており、その他拠点施設として屈斜路、美留和、奥春別、仁多、南弟子屈、札友内、原野等が挙げられる。

これらは、温泉の湧出による市街地の形成と第1次産業により発生した集落であるが、多数の集落が分散していることによる生活基盤や環境整備等については多額の費用を要している。

しかし、集落の再編や移転は短期間では難しく、現状の集落において取り組まれているコミュニティ活動や住民相互の交流を推進し、各集落の特性を生かしたコミュニティ社会を形成し、地域づくりと定住基盤等の整備を図りながら、効率的且つ持続的な公共サービスが提供出来るように長期的視点でコンパクトシティ化を進める必要がある。

(2) その対策

- ・地域の担い手として活躍できる世代の定住化に取り組む。
- ・人材育成に関する様々な取り組みの成果や、多種多様な才能を持つ人材の活用が十分まちづくりに活かされるよう、仕組みを工夫して、参加の機会や交流の場を拡充する。
- ・行政が自治会やまちづくり団体の課題を整理し、まちづくりに取り組む意欲が湧く支援を行い、各地域のことはその地域の住民が中心になって解決していく意識と体制づくりに取り組む。
- ・各集落の特性を生かしたコミュニティ社会づくりを支援し、定住促進が図られるよう生活環境等の整備充実を図る。
- ・まちづくりに活躍する職員の人材育成事業として、経験年数や課題等に合わせた計画的な研修と、効果的な異動、配置を行う。
- ・公共施設を集約化した地域観光交流拠点を整備する事により、中心市街地へのコンパクトシティ化を推進し、効率的且つ持続的な公共サービスを提供すると共に活性化を図る。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域おこし事業 [内容] 地域活性化を図る為、都市住民を受け入れ様々な業務や地域づくり活動に参加する [必要性] 新たな地域の魅力の発見や移住・定住のきっかけとなる [効果] 自立した魅力ある地域づくり	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>自治会活動支援事業 [内容]自治会連合会、各自治会へ運営費助成 [必要性]新たな公共の確立、役割分担と協働によるまちづくり [効果]自立した魅力ある地域づくりと町民主体のまちづくり活動の確立</p> <p>複合型地域観光交流拠点整備事業 [内容]中心市街地でコンパクトシティ化及び公共施設の集約化を目的とした複合型地域観光交流拠点を整備する。 [必要性]中心市街地の活性化により魅力と活力にあふれたまちづくりに繋がる [効果]人口減少の抑制と関係人口の増加、効率的・持続的な公共サービスの提供</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	

(4) 公共施設等管理計画等との整合

過疎地域持続的発展特別事業に位置付けられている複合型地域観光交流拠点整備事業については、複合化を予定している公共施設として川湯屋内温水プール、公衆浴場泉の湯があるが、川湯屋内温水プールについては、弟子屈町公共施設等総合管理計画のスポーツ・レクリエーション施設（スポーツ施設）として利用状況や劣化状況などを考慮し移転や統廃合に取り組む事となっており、弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画においては、より具体的に共同浴場等の機能を有する複合化施設として弟子屈市街地域に移転改築を検討し、建設にあたっては民間資金の活用、運営にあたっては民営化をそれぞれ検討する旨が明示されている。また、公衆浴場泉の湯においても総合管理計画のスポーツ・レクリエーション施設（レクリエーション施設・観光施設等）として利用状況を考慮し、施設の目的や用途に応じた効率的な管理運営方法や民間活力の導入、移転や統廃合を検討するとされており、個別施設管理基本計画においてもプール等の機能を有する複合化施設として弟子屈市街地域に移転改築を検討する旨が記載されており、同じく複合化される弟子屈町図書館（賃貸物件の為総合管理計画には未掲載）も合わせて、本計画における公共施設の集約化とは整合性をとった形での事業化を検討している。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町においては、地域の振興と活性化を図っていく上から、特色ある多様な文化の創造活動の機運が高まっており、幅広い分野で文化に親しむ活動の推進として公民館講座やロビー展事業、音楽コンサート、芸術鑑賞バス事業などを教育委員会が実施しているが、行政以外が主催する総合文化祭、芸術鑑賞や講演会、町民による実行委員会方式の事業については、財政的な問題や実行委員に対し多くの負担をかけていることが実態としてあり、様々な支援の方法や鑑賞機会の検討が必要とされている。

町内の文化活動の中心的役割を担う弟子屈町文化協会は、会員数の減少や高齢化が進み、若い世代の指導者や担い手の人材育成が急務となっている。また、国指定重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町

指定無形文化財「鑑別・仁多獅子舞」についても、同様に伝承者を育成する取り組みが求められている。

郷土の伝統文化の継承、文化財の保護活用、さらには生活の近代化に伴う先人の生活道具や開拓当時の資料の保存活用等についてはまだ十分とは言えないが、町有施設である屈斜路コタンアイヌ民族資料館は、国の政策とも相まって、アイヌ文化への興味・関心の高まりから近年は入館者数の増加傾向が見られている。しかしながら、施設が所在する屈斜路コタン地域の過疎化が進んでいることから、資料館施設の近代化や展示資料の充実に取り組み、町アイヌ文化の拠点である当地域の活性化につなげることが期待されている。

また、開拓以来の町の歴史を伝える郷土資料についても、今後は町が一元的に管理し、ふるさと教育や観光資源として活用できるよう整備していく必要がある。

(2) その対策

- ・多様な芸術文化の創作、鑑賞機会の提供を図る。
- ・全町的な視野に立った郷土・伝統文化の伝承者・後継者及び組織の育成を図る。
- ・文化財保護、開拓資料保存活用のための具体的な取り組みを図る。
- ・園児、児童、生徒の鑑賞機会の提供を図る。
- ・文化団体やサークル交流を活発にする。
- ・町内の美術、書、写真愛好者の作品展、個展開催を援助する。
- ・本町の歴史や文化・産業を学び、知識と郷土愛が身につけられるようふるさと教育を更に充実させる。
- ・アイヌ文化の振興や人材育成のための事業を実施する。
- ・アイヌ文化の伝承及び振興のためにアイヌ民族資料館を改修・増築し来館者の満足度を高める。

【目標】

- ・屈斜路コタンアイヌ民族資料館入館者数 令和7年度 10,000 人/年

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	文化振興助成事業 [内容]各学校の部活や少年団、文化団体の全道全国大会出場に対する助成を行う [必要性]遠距離の大会は交通費が負担になり出場が出来ない場合がある [効果]出場機会を確保、定住の促進	弟子屈町	
	(3) その他	アイヌ文化振興事業 アイヌ文化の保存団体の活動に対する補助、資料館運営 アイヌ民族資料館整備事業 アイヌ民族資料館の改修・増築	文化団体・弟子屈町 弟子屈町	

10 地域文化の振興等	(3) その他	芸能・文化財保護活動事業 縄文文化をはじめとする町内における埋蔵文化財の保存・整備・活用・専門職員の育成、及び芸能文化の普及・啓発	弟子屈町
		郷土資料保存活用事業 町の開拓以来の歴史資料の保存・整備・活用ならびに専門職員の育成、郷土資料管理	弟子屈町

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

新エネルギー・省エネルギーの取り組みを推進し、温出効果ガスであるCO₂の排出量を、国が定める地球温暖化対策計画と同等に基準年である平成25年度の排出量から、令和12年度まで26%削減することを目標としているが、令和元年度の時点で削減率22.2%となっている。

その要因として、基準年以前の古くから、本町では温泉資源を生かした、市街地区での温泉熱供給事業を行っており、役場庁舎や警察署などの公共施設や、一般家庭、事業所等に熱供給をし暖房利用をしていた他、排湯によるロードヒーティングなどCO₂排出源となる化石燃料の使用がすくなかったことが考えられる。

(地熱)

当町では昭和50年代より暖房設備の熱源として温泉を活用する取り組みを行ってきており、役場庁舎をはじめとした公共施設や民間施設において温泉熱を活用した暖房が行われてきている。また、町営の事業として各戸への温泉給湯事業が行われ、身近な熱資源として、町民に利用されている。

近年全国的に再生可能エネルギーが注目されはじめたことから、本町においても地熱を活用した事業を希望する民間事業者が急増し、温泉熱を使ったハウスによる農産物の栽培などが行われるようになった。

その一方で、温泉観光地であることから新たな地熱事業の実施による既存泉源への影響を懸念する声もあり、各関係機関や利害関係者との情報共有や意見交換、町民勉強会を開催するなど地熱利用についての更なる理解促進と合意形成を進める必要がある。

また、地域の資源である地熱・温泉資源を活用して、持続可能な地域づくりにつなげるため、地熱エネルギーから得られる収益を地域の活性化に繋がる種々のサービスに充当していくことを目指す『地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」マスタープラン』を策定したところであるが、この実現に向けては、地熱資源の調査のほか、地熱を利用した発電の実現のため、地域の電力系統網の増強が課題となっている。

(2) その対策

- ・本町は豊富な温泉熱や地熱の他、雪氷冷熱などの自然エネルギーや家畜ふん尿などのバイオマス資源を有し、民間事業者では地熱や温泉熱をイチゴやマンゴーなどの作物栽培に使用する等、地域の自然エネルギーを生かした取り組みも進んでおり、更なる導入について普及啓発活動を実施する。

(地熱)

- ・各種補助制度を利用した民間共同による地熱資源量の調査を実施する。
- ・「弟子屈町地熱資源の保護及び活用に関する条例」に則り、地熱資源の乱開発の防止を図るとともに有効な利活用を図る
- ・地域電力系統網の増強について各関係機関に働きかけるとともに、地域スマートグリッドの導入などエネルギーの地産地消を目指す。
- ・地熱エネルギーを有効活用するため、温泉熱のカスケード（多段階）利用とマネジメントシステムの導

入を進める。

【目標】(再生可能エネルギー利用施設数など)

- ・地熱資源調査井戸の掘削 R3～R4
- ・地熱発電所整備 R5～
- ・温泉マネジメントシステム導入 R7

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	地域自然エネルギー推進事業 雪氷冷熱を学校給食センター厨房室の冷房に利用。	弟子屈町	
		ヒートポンプ設備事業 地中熱を利用したヒートポンプ設備の維持管理	釧路北部消防事務組合	
	(3) その他	地熱資源調査開発事業 地熱資源の賦存量調査の実施 温泉マネジメントシステムの導入 温泉給湯網の再構築	弟子屈町	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(自然環境保全)

阿寒摩周国立公園の56%を擁する本町は、行政面積の75%を山林や湖沼が占める豊かで美しい自然を誇る町であり、その恵まれた自然環境は、多様な生物を育む場であるとともに、自然景観、観光資源として多くの魅力を持つほか、町民の生活に潤いを与える貴重な財産である。

本町の素晴らしい自然環境を未来に引き継ぎ、持続可能なものとしていくためには、環境保全に対する町民意識の高揚を図るとともに、町民を巻き込んだ保全活動を展開していくことが必要であり、保全を図りつつ有効活用していく共生システムの構築が求められている。

(2) その対策

(自然環境保全)

- ・自然環境の「保全」と「活用」ゾーンを明確にし、合理的なルール作りに取り組む。
- ・町民一人一人の自然環境保全に対する意識の向上を図るため啓蒙活動を展開する。
- ・児童、生徒に対する環境教育の実施を推進する。
- ・民間が行う環境保全活動を支援する。
- ・国立公園や国有林、河川の管理行政機関と連携を密にし、計画的な保全、整備について要望する。
- ・町内の自然に関する調査研究資料を蓄積する。
- ・健全な生態系保全のため、鳥獣の保護を実施するとともに、適正な有害鳥獣捕獲を展開する。
- ・地球温暖化対策に向けた持続可能な取り組みとして、新エネルギー・省エネルギーの取り組みを推進する。
- ・環境保全をエコツーリズムやグリーンツーリズムによる観光振興と連動して実施するために、マイスター制度やガイド育成等による人材育成を図り、担い手の育成に取り組み、持続可能な観光地づくりを推進する。

【目標】

- ・弟子屈町の雄大な自然環境を守っていくために、摩周湖の透明度調査の継続実施及び定期的な結果公表

を行う。また、町民の森林への理解を深めるために、町内児童を対象とした森林体験教室の開催や町の名木や景勝地を周遊するツアーなどの取り組みを一年を通して実施する。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項		<p>自然公園財団清掃事業 全国有数の自然を有し本庁の面積の約7割を占めている阿寒摩周国立公園の美化清掃と清潔の保持</p> <p>摩周湖環境保全事業 町のシンボル「摩周湖」の透明度、水質のモニタリング、大気の調査等を実施し、国際的な観測地点としての位置付けを保持することで、湖岸周辺への立入規制の根拠とし、摩周湖とその周辺、また摩周湖を起源とする周辺流域の環境保全につなげるとともに、観光資源としての、摩周湖の神秘性の保持に貢献する</p> <p>木育推進事業 木材利用の促進や普及啓発等を推進していくため、児童を対象とした森林体験教室を実施し、町民の森林への理解を深める</p>	<p>自然公園財団川湯支部</p> <p>弟子屈町 摩周湖環境保全連絡協議会</p> <p>弟子屈町</p>	

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別事業 人材育成 地域間交流	ふるさと人材育成事業 町内の団体、企業、個人などまちづ くりの将来を担う人材を育成するた めの各種事業を展開する 地域づくり活動支援事業 [内容]自治会、コミュニティ団体等 が行う公共性が認められる事業に助 成（1件10万円）する [必要性]地域団体の自主的活動の高 まり [効果]自立した魅力ある地域づくり	弟子屈町 弟子屈町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特別事業 第1次産業	畑作生産基盤強化事業 [内容]優良種馬鈴薯の導入、防除対 策、特産品の品質向上、冷湿害対策 に対する品種転換補助を行う [必要性]気候変動に適応した新作物 の導入及び栽培管理 [効果]気候変動や病害への対応を強 化し、畑作経営の継続、経済的安定 など畑作振興を図る 農業後継者対策事業 [内容]農業担い手センター事業費用 補助、農業青年団体への支援 [必要性]実習生、研修生受入体制の 強化 [効果]農業実習生、研修生の積極的 受入を行い、農業の担い手の確保及 び生産力の維持を図る	摩周湖農業 協同組合畑 作振興会 弟子屈町農 業担い手育 成センター 弟子屈町4 Hクラブ	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>酪農ヘルパー事業 [内容]酪農ヘルパー組織に対する運営費の補助 [必要性]酪農家の計画的な農休日の導入による生活改善 [効果]担い手確保による地域コミュニティの維持を図る</p> <p>乳質向上対策事業 [内容]乳用牛群の検定データの効率的な利用体制を確立するための助成 [必要性]搾乳農家の減少や核家族化、高齢化など農作業に係る労働力不足が進むと優良な乳質を維持することが困難になる [効果]データを活用することにより、核家族化に伴う労働力不足の農家でも乳質改善に取り組むことができ経営安定対策にも繋がる</p> <p>家畜排せつ物臭気対策事業 [内容]家畜ふん尿の臭気低減を図るために組織への事業費補助を行う [必要性]肥料散布時における臭気の苦情 [効果]臭気低減により、農村地域の生活環境の向上、観光の振興と地域のイメージアップ</p>	<p>弟子屈町酪農ヘルパー利用組合</p> <p>摩周湖乳牛検定組合</p> <p>弟子屈町家畜ふん尿臭気対策協議会</p>	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>バス路線確保対策事業 [内容]生活バス路線補助（弟子屈市内線ほか）を行う [必要性]生活上の移動手段の確保 [効果]住民の日常的な移動手段を確保する</p>	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	生活 公営住宅長寿命化事業 緑団地公営住宅住環境改善実施設計・改修 5棟20戸	弟子屈町	
		住宅建設促進事業 [内容]新築・増改築、解体の時に町内業者を利用する場合に建築資金の一部を助成する [必要性]住宅建設件数の減少 [効果]持ち家と定住の促進が期待でき、地域経済の活性化が期待できる	弟子屈町	
		民間賃貸住宅等建設促進事業 [内容]民間賃貸住宅及び従業員宿舎の新築時とこれに合わせて行う既存物件の除却に町内業者を一定程度利用する場合に建築資金の一部を助成する [必要性]多様な住宅ニーズへの対応と民間借家率の向上 [効果]移住・定住の促進、人口減少の抑制と地域経済の活性化が期待できる	弟子屈町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉 子育て応援医療費還元事業 [内容]生まれた日から満18歳までの子を持つ保護者に対して医療費自己負担分を商品券で還元 [必要性]子育て世帯への支援 [効果]子育て世代への経済的負担軽減、子どもの健全育成、家庭環境の充実と地域経済の活性化	弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>児童福祉</p> <p>高齢者・障害者福祉</p>	<p>保育園・認定こども園就園支援事業 [内容]保護者実負担額（保育料及び給食費）の2分の1を助成、認定こども園の給食使用食材の地元商店から購入した分の助成 [必要性]子育て世帯への経済的支援及び地元商店からの購入促進 [効果]保育園等の利用促進、保護者が働ける環境づくりや子どもを産み育てる環境づくり及び地元商店からの購入による経済の活性化</p> <p>社会福祉協議会支援事業 地域福祉の担い手である福祉団体への能力向上や体制強化など支援</p> <p>在宅福祉サービス事業 高齢者等の在宅支援（移送、訪問、除雪、給食、入浴、訪問等のサービス）</p> <p>高齢者等冬の生活支援事業 高齢者等の低所得者世帯に対し、冬期間の暖房費の一部を助成</p> <p>特別養護老人ホーム利用料特例給付事業 低所得者の利用料負担軽減</p>	<p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p> <p>弟子屈町</p>	
7 医療の確保	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>民間病院</p>	<p>医師・看護師等養成事業 [内容]医師、看護師等に対する学費貸付（償還免除制度有）を行う [必要性]医師、看護師不足が深刻である [効果]医療の人手不足を解消する</p>	<p>弟子屈町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	スポーツ振興助成事業 [内容]各学校の部活や少年団、スポーツ団体の全道全国大会出場に対する助成を行う [必要性]遠距離の大会は交通費が負担になり出場が出来ない場合がある [効果]出場機会を確保、定住の促進 生涯学習バス運行事業 [内容]生涯学習バスの運行 [必要性]町民の健康づくりや学習の場、各種大会への参加 [効果]町民の健康推進や生涯学習等の推進	弟子屈町 弟子屈町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域おこし事業 [内容]地域活性化を図る為、都市住民を受け入れ様々な業務や地域づくり活動に参加する [必要性]新たな地域の魅力の発見や移住・定住のきっかけとなる [効果]自立した魅力ある地域づくり 自治会活動支援事業 [内容]自治会連合会、各自治会へ運営費助成 [必要性]新たな公共の確立、役割分担と協働によるまちづくり [効果]自立した魅力ある地域づくりと町民主体のまちづくり活動の確立	弟子屈町 弟子屈町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	複合型地域観光交流拠点整備事業 [内容] 中心市街地でコンパクトシティ化及び公共施設の集約化を目的とした複合型地域観光交流拠点を整備する [必要性] 中心市街地の活性化により魅力と活力にあふれたまちづくりに繋がる [効果] 人口減少の抑制と関係人口の増加、効率的・持続的な公共サービスの提供	弟子屈町	
10 地域文化の振興等	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興助成事業 [内容] 各学校の部活や少年団、文化団体の全道全国大会出場に対する助成を行う [必要性] 遠距離の大会は交通費が負担になり出場が出来ない場合がある [効果] 出場機会を確保、定住の促進	弟子屈町	